

1 . 件名 : 「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング(濃縮施設(5 - 6))」

2 . 日時 : 令和3年10月14日(木) 13時30分 ~ 17時00分

3 . 場所 : 原子力規制庁 10階会議室 (TV会議により実施)

4 . 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

古作企画調査官、大橋上席安全審査官、藤原安全審査官、河原崎安全審査専門職、高梨安全審査専門職

日本原燃株式会社

濃縮事業部 ウラン濃縮工場 濃縮保全部長 他5名

東京電力ホールディングス株式会社 原子燃料サイクル部

サイクル技術グループ 担当

四国電力株式会社 原子力本部 原子力部 サイクル技術グループ 担当

5 . 自動文字起こし結果

別紙のとおり

音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

6 . その他

提出資料 なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 ウラン濃縮工場 規制法令及び通達に係る文書(令和3年8月31日)
「日本原燃(株)から濃縮・埋設事業所加工施設の設計及び工事の計画の認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000186.html
- ・ 日本原燃株式会社 ウラン濃縮工場 規制法令及び通達に係る文書(令和3年8月31日)
「日本原燃(株)から濃縮・埋設事業所加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000185.html

- ・ 令和3年9月24日
「日本原燃(株)再処理施設、MOX 施設、濃縮施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和3年10月8日
「日本原燃(株)再処理施設、MOX 施設、濃縮施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい。規制庁の他施設へとただいまから日本原燃濃縮施設設工認申請に係るヒアリングのほう始めます。境町事項についてお伝えします。ヒアリングでは不開示情報発電しないようにしてください。発言してしまった場合、その場でその旨を指摘するようにしてください。
0:00:21	発言の際は初めに所属してお述べてから発言してください。
0:00:26	また発言しない場合はマイク等を見るとするようお願いいたします。
0:00:30	それでは本日の説明ですけれども、
0:00:34	9月20、
0:00:36	4日。
0:00:38	と、
0:00:40	10月8日に提出のありました。
0:00:44	網羅性と基本的設計方針閉じ込めかたい防護放射線管理施設警報施設。
0:00:51	共同施設廃棄施設に係る説明となります。下に本件よろしいでしょうか。
0:01:00	県6ヶ所やってですね。その通りでございます。はい。それではこちらのまず出席者ですけれども、WEBから
0:01:12	コサク
0:01:15	コサクaタカナシフジワラ、本庁会議室の方でオオハシとカワラサキとなります。
0:01:23	それでは日本原燃の方から出席者を説明いただいた後、資料につきましてご説明の方をお願いいたします。
0:01:33	根源年度箇所ヤギハシです。本日の出席者ですが、フチノサカモト縛った若林木村、あと私ヤギハシの計6名で対応させていただきます。FC資料のほうは減っ先ほどご紹介ありました8件になりまして、
0:01:52	9月24日10月8日にそれぞれ提出した資料となります。説明の順番につきましては、まず網羅せとあと関連スタート基本設計方針、この二つを順番に説明した上で残り5件につきましてはじゅ
0:02:09	資料それぞれ個別番号の若い人から淳二説明させていただきたいと思っております。
0:02:15	よろしければ説明の崩壊させていただきますがよろしいでしょうか。お願いします。
0:02:27	日本原燃若林です。それでは濃縮個別30のご説明いたします。
0:02:32	変更点青字となっております、6ページをご覧ください。
0:02:40	6ページの、まずは中段ですね、青字のところありますが、こちらで、前回のコメントを受けた建物へ保管がきっかけ等のままについて単位

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:52	一方は前者のほうでどうなってるかということでして、確認した結果、そういった建物に近いようなものについては、全社のほうでも数量とバーとしていることから、濃縮のほうもバーとしたいと考えております。
0:03:07	またに伝わっても同じページの下側ですね、設備機器の色塗り抽出による選定へ確認結果の例を添付 1 - 5 に示すということで、こちら、前回例示をつけることというコメントに
0:03:20	灰置き場修正になりまして、35 ページ。
0:03:24	ご覧ください。
0:03:27	いろんなに自体は実際は設計図書に行っているんですが、もし情報を少なくする、重畳の機微情報を少なくするという観点で簡単なポンチ絵で示しておりますが、この通り、00 ちらは各消火設備の主要配管破断心拍県例ですが、
0:03:44	地区等にですね。
0:03:46	設計図書にらなりを実施しております。それで設備機器の網羅性を担保していると、告示をつけたものになります。
0:03:54	続いて次のページの 36 ページをご覧ください。
0:03:59	p pt御説明の網羅性の例でこちら全廃臨界の上部についてつけておりましたが、第 5 回申請でも設定を出している火災のものに例を変更しております。
0:04:12	主な変更点は以上でして最後ピーク、
0:04:16	ページのほうに戻っていただいて、
0:04:20	この中段にある遠隔消火設備の絵本ボンベAさん囲んで等の配布カーに関する記載ですが、整理遅くなって申し訳ありませんがまだ検討整理のほうについておりませんで、
0:04:34	ちょっと全社のほうに確認したところまで日程単位で書くと、ただ、もともとコメント 1 受けた意図としては、そこまで洋画へユニット単位であえてボンベのほうを細かく分ける必要があるのかという。
0:04:49	まとめたでしたのでそこをどうちょっと
0:04:52	料理するかというか仕様表だけ変えるのか、リストだけ表現変えるのかというところにちょっと今まだ整理の補助時間かかっている状態です。
0:05:00	紀陽の修正点としては以上です。
0:05:06	はい、ありがとうございます。
0:05:08	それでは規制庁から質問の方をお願いします。
0:05:16	規制庁走らせて
0:05:21	28
0:05:23	時目をお願いします。まだ、すみません、2 ページ目ですけれども、
0:05:33	アについて、すみません、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:37	通しで言うと6ページ目をお願いします。これで落ちで今回過失いただきますけれども、
0:05:47	設置に関しては、この工数はバーツ。
0:05:50	いうふうに整理するというふうにはしています。それで血糖値が8ページに個別のリストになりますけれども、イッキョク今回それで
0:06:07	前と溢水防護FPの固定式整う着脱式に関してはそのバーというふうに消費されているんですけども、前回は18とか、そのポストに書いてあったんですけども、この評価はその工数が見えなくなったんですけども、
0:06:24	それとその辺はどう考えているのでしょうか。例えば21ページの石英とかってというのは、隻に関してはその閉とかBとかシミズの
0:06:35	アルファベットをつけてますけれどもそういう制限はこちらは必要ないのでしょうか。
0:06:50	日本原燃若林です。
0:06:52	結論から言えば必要ないと考えておまして、堰ECTはそれぞれ設置場所に応じて必要とされる容量が異なることから、とは分けて書いていると。
0:07:05	溢水防護席の方はペーシ着脱式方式の違いで分けた上で、それぞれに求められる機能としては、建家外からの漏水を防止するという同じ指標同じ機能を求めることから、固定式着脱式をまず
0:07:21	それからABCDとのアルファベットで分けることはしないと考えております。/とした理由としましては、先ほど申した通り、全社の保身合わせたっていうのが現状です。説明がですね。
0:07:37	これ21ページとかで書いてある石油とかBとかってというのは皆同じ仕様なんですけどね、これは違うしようということなんですけど、だからこちら分けていって、こちらの着脱式とかってというのはみんな同じ指標だからと心がける必要ない。
0:07:54	また、こっちのほうを、
0:07:56	そういう理解ですかね。こっち着脱式とかっていうものでも場所も何か決まっていたような気がするんですけども、
0:08:03	ちょっと
0:08:09	こちらのほう分けなくてもいい理由の一つ
0:08:20	日本原燃若林です。分けなくっているのは、まず最初にしても何か石英BCDの同じしようかって話につきましては異なる地表でして、海水のほうでもう少し詳しくい明しますけども管理廃水処理設備につけて堰については、隻ABCD
0:08:40	といったものについては、その堰内に設置する機器の容量を踏まえて必要な
0:08:46	4要領というのは定めてますので商標分けております。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:50	それで、溢水防護堰のabcdにつきまして、被水防護堰の固定式着脱式につきましては、求められる機能が麻痺名指し20cm以上という同じ仕様であると。
0:09:06	同じ仕様が求められるため、まとめて、
0:09:11	記載することとしております。
0:09:15	すべて個性としても、30程度ありますし、進めて、
0:09:19	分けするのも煩雑にはありますし、
0:09:23	わかりました、ちなみに再処理とかとも同じ性ということでちゃんと確認ですけども、よろしいですねという、
0:09:36	日本原燃若林です。はいその通りです。
0:09:40	うん。
0:09:41	はい。
0:09:43	はい、江藤ほか、規制庁側から質問ありますでしょうか。
0:09:48	規制庁カワラサキです。ちょっとあの
0:09:51	御説明のあったボンベのところなんですけども、
0:09:55	今のリストでいうと、26ページとかだと思んですが、
0:10:02	まずはちょっと整理されている途中ということなんですけど、実用炉のほうではどういう整理だったかを
0:10:10	現時点でわかっているのか教えていただけないでしょうか。またその
0:10:15	何か整理に時間かかっているところで何か。
0:10:18	悩ましいところとかがあるようでしたら、
0:10:21	その別途検討状況をもう少し教えていただければ幸いです。
0:10:30	日本原燃若林提出実用炉のほうは東海第2棟のほう確認したところ、今濃縮の整理と同じように何々を何々用途盤煙突しようよと。
0:10:44	2aごとにまとめていると。
0:10:47	Kまとめているというのはどういうことかという、
0:10:52	どうぞ。
0:10:54	35ページ。
0:10:56	こう見ていただければ結構。
0:11:02	こちら0になりますが、今濃縮のほうで、2号八ロンボンベ2号均質に58会議室等々を行っているのは、こちら家とか五つありますけども、この五つのユニットまとめて、
0:11:18	258回均質筆頭のその必要な容量を担保していることから、あまりレポなりにまとめたものに御発火域必要。
0:11:28	そして示しております。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:30	/ 発電もそのような考え方であって、
0:11:33	で、前者のほうに確認したところ、前者のほうは、こちらを一つずつメリット、
0:11:41	もう一つのカウントしておりまして、もし区でもし仮にもう少し細かい記載があったと。
0:11:48	いうところが事実であります。
0:11:50	迷っているところとしましては、もともとのその
0:11:55	いただいたコメントというのは、
0:11:58	なおしかないなら必要ないなら必要と。
0:12:01	分けていたときに、前者のほうがさらに建屋が多いのにそのような必要とに合わせて区分けすることに
0:12:11	追従できるかというかそのように配分ができるかと、そういったところは電車考え方てるかどうか確認しろと。
0:12:18	確認して、ちゃんと整理してまとめるようにというコメントを受けたと認識しております、
0:12:27	そこの兼ね合いで、
0:12:31	あと図書館んハセガワに少し迷っていると。
0:12:35	伺いできれば、
0:12:38	最初のいただいたコメントの認識はこのような理解でよろしいでしょうか。
0:12:45	規制庁川崎です。
0:12:48	今言っていたいただいたような話だったと思いますが、
0:12:53	わかりました状況よく理解できました。コメントとしては結局、前回使って伝えたいことは伝えたりられていると思うので、
0:13:02	きちんと整理を進めてくださいということなのかなと。
0:13:07	思います。
0:13:09	今の点、
0:13:10	ほか、何か規制庁側からあれば、
0:13:13	お願いします。
0:13:16	よろしければ次のちょっと確認させていただきたいんですけども、
0:13:23	えーとですね、どここの資料でもいいんですけど。
0:13:27	48 ページをご覧ください。
0:13:34	48 ページで今回はまだ 1 回から第 5 回。
0:13:40	分割申請の最後の申請ということで御説明されてるかと思うんですけども。
0:13:46	2bと西に関して言うと、今回申請の
0:13:51	対象には入っていない部分があるということで、第 4 回の申請のときに配管の縁切り等については御説明いただいたんですけども。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:01	今回
0:14:03	検出器とか、ここら辺の関係で2B2C関係のものたちがいると思うんですけど、そこら辺の新成長今日、要するに
0:14:14	第4回でご説明していただいたのとは別に2B2C関係で今回申請対象にしないとしているものがあれば教えていただけないでしょうか。
0:14:32	宮城県は橋です。少々お待ちください。
0:15:09	日本原燃若林です。
0:15:11	2Pdカスケード設備にCカスケード設備に合わせて出すものとしましては、他には遠隔消火設備、
0:15:19	であったりとか、あとはH検査。
0:15:22	何かございます。さっき言ったものにつきましては申請者のほうで別の申請で出すっていうことを明示しております。
0:15:30	規制庁の川崎です。ありがとうございます。そうするとまた、第4回の際の確認と同じ議論にはなるんですけども。
0:15:39	遠隔消火設備っていうのはこの2B2Cの
0:15:43	ための機能というか設備として
0:15:47	分離されてるものでしょうか。それとも共通で使う系統があるのかどうかって言うのですね、遠隔超過と1Fセンサ等それぞれ教えていただけないでしょうか。
0:16:05	それでございますが、35ページをお開きください。
0:16:14	35ページが遠隔消火設備の系統図になります。この消火設備は対象はホールのトラップのレートキャップ均質と回復措置、これが当初評価の対象引っぱります。
0:16:29	抵当今回申請するのは、このリレー中間室にあります2廃品コールドトラップ、これがここまでが拝聴だとこの先左側に、この閉止フランジを打っているところがございます。
0:16:44	左側にB中間室、さらに工事だけにし、中間室がございまして、2PとBCの中間湿分につきましては、次回1囲い込んでもTRACE酒更新する際に設置するというので、今回はこのフランジ止めで設置しないと。
0:17:02	いう状況と設計としております。
0:17:06	以上です。
0:17:09	規制庁川崎です。1点は今の御説明で大体わかったんですけども、
0:17:17	そうしたときにこのヘッド図の2項、8回均質室の方にも閉止フランジが打たれているとそういう理解でいいのかということと、
0:17:26	あとHFパック設置付箋サービスだけ、そちらの方はいかがですか。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:32	はい、検査とあと センサーがございますが、これもコールドトラップ均質近傍に設置するというものでございまして、こちらはトナミへと設置するというものですので、今回 2B2C のほうには別途設置しないことで、
0:17:49	今回の対象分だけのトラック液相の隣に設置するという設計としております。以上です。
0:17:58	規制庁川崎です。大体理解はできましたので、今言ったような話が個別の資料に書くのか、或いはこちらの
0:18:08	戻せ少なくともこちらの網羅性のところで御説明いただきたいと思ひますし、
0:18:14	どこに書くべきかというのはあるかと思うんですけど、例えば 35 ページの図で、ここでちゃんと編集感で便器されてるんですよ。今回ここまでしか申請対象じゃないですよというのをもうちょっと目をわかりやすくしていただくとともに、さっきの
0:18:31	48 ページでしたっけ、そのところで 2B2C としてそういった 1F とか遠隔超過とかがいるんだということも明確にわかるようになっているかをちょっと確認していただくとお願いいたします。またその
0:18:46	個別の系統のところでもた確認事項あれば、この点については確認させていただきたいと思ひます。
0:18:52	私からは以上です。
0:18:56	日本原燃高尾でございます。了解いたしました。
0:19:03	所長は施設とか、規制庁側から質問ありますでしょうか。
0:19:13	はい、よろしければ、進めたいと思ひます。それでは基本設計方針の個別の職歴 49 のほうを説明お願いします。
0:19:25	はい。
0:19:36	日本原燃木村です。それではどうぞ個別 49 基本設計方針に係る補足説明資料としまして説明いたします。
0:19:45	今回改定した内容といたしましては、天端位置として、第 4 回申請の
0:19:53	時には添付しています。基本設計方針に係る補足説明資料のうち、基本設計方針の審査入りを申請範囲を整理した表、こちらのほうへ今回の場合部会新鮮基本設計工事説明資料のほうに同様に追加したという改定内容でございます。
0:20:11	実際のものとしたしまして、7 ページのほうをご覧ください。
0:20:23	第 4 回申請、再指名した後、
0:20:27	同様ですが、
0:20:30	まず左側は R1 新規性基準前

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:33	または新規基準の1から3階に係る基本設計をして、真ん中の列は、前回指摘した4回申請に係る基本設計として、一番右側ほか申請しているタイプ会を基本設計方針。
0:20:48	被災地になって各基本方針がどの申請解除して申請するのかというのを整理した評価を検討しているものになります。
0:21:00	第4回新する説明した内容のうち、今回の第5回申請において変更した箇所がございます、ただ、
0:21:08	59ページになります。
0:21:13	はい。
0:21:17	それは59ページがほう素恒設の人のほうな侵入等の講師ある基本設計方針になります。
0:21:27	こちらの第4回申請で整理した内容から全社。
0:21:32	この液体統一ということで、一部記載内容のほうを見直しております、
0:21:37	そちらを人に関連してるものになります。
0:21:42	なお、それにつきましては、現在前者のほうで今含め中でございまして、内容の見直しや変更前後の書き方と現在議論中でございまして、こちらの内容を踏まえてみやす可能性があるものとなっております。
0:22:02	今の希今の復興シミズ以外の箇所につきましては、第4回申請で説明した内容と同じものとなっております。
0:22:10	詰めのほうは以上になります。
0:22:17	はい、規制庁発生数ただいまの説明に関して規制庁から質問の方をお願いします。
0:22:24	はい、規制庁カワラサキです。今の不法侵入のところで確認なんですけども、
0:22:31	これ不法侵入はそもそも建屋カバーが第3回で申請されてるんですけども、
0:22:39	濃縮としてはどういう
0:22:42	位置付けですかね、1台なんかの時に申請されたところの考え方を教えていただければと思います。
0:22:53	今、言明決められちゃ更新この防止につきましては、設全体に関わるものとなっておりますので今回申請してる第5回申請日程申請するということにしております。以上です。
0:23:07	既設のカワラサキです。つまりその第3回では建物をとか、今回の不法侵入防止に関する
0:23:15	ものとしては申請されているんですけども、その時は不法侵入の説明をされていなくて、
0:23:21	なんかで既認可においても、基本設計方針。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:28	が示されていたのを今回明確化したというわけでもないという整理で、
0:23:33	第 5 回として申請されたというふうに理解してよいですか。
0:23:40	現在かなりその通りでございます。
0:23:43	規制庁カワラサキです。わかりました。それで第 5 回に書きますということと、あとは再処理施設、
0:23:52	MOX施設を参考にしたということ。
0:23:56	で、ちょっとその点で 1 点もう 1 点確認させて欲しいんですけども。
0:24:02	濃縮埋設事業者としてはフェンスとか、履く策ですかね、SAPとかを他の施設と共用してる場所とかってないんでしょうか。
0:24:21	日本原燃いっぱい少々お待ちください。
0:24:57	日本原燃木村です。江藤先生等につきましては回った施設の共用してる部分はございません。以上です。
0:25:06	規制庁河原木です。わかりました。一応質問の趣旨としては、
0:25:11	ご存知かと思えますけど最初のほうでは他施設の共用する策についての
0:25:18	考慮ということで記載されていますので念のため確認させていただいた次第です。
0:25:23	今の点は理解しました。
0:25:26	続いてちょっともう 1 点確認なんですけども。
0:25:29	個別の基本設計方針のほうに移らせていただいて、ページでいうと 77 ページなんですけど、
0:25:42	通信設備、
0:25:45	5.8 の通信設備なんですけども。
0:25:48	これも大分会で申請されるということで、今回審査するということだと思うんですけども。
0:25:55	ちょっと兵庫県だけであれなんですけども。
0:25:59	ちょっと具体的な箇所としてお 70。
0:26:05	なあなあページピックアップねえ。
0:26:10	どうぞ。
0:26:12	そうですね、5.8 の別途最初のパラグラフのところに最後の文章でまた通信連絡設備は重大事故等の対処においても使用するという記載があるんですけども。
0:26:23	濃縮の場合って許可のときってこういう言い方してたんですけど、
0:26:28	基本的には重大事故等に使用するって書いてしまうと、再処理とかMOXとかかっていうまさに性の話になってしまうような気がするんですけど。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:37	そこら辺って結局時ってどういう言い方されてましたかね。
0:26:56	日本原燃少々お待ちください。
0:26:59	はい。
0:27:09	日本原燃の小林です。ご質問の点ですが、ちょっと経緯にも書いておりましたただその意図としては再処理MOXながらあまり性節理っていうわけではなくて、重大事故等に対処する式たい。
0:27:22	何かというかその整理のときに、設計基準で使う通信連絡設備も資機材として用いると。
0:27:31	そういったことを言語でも変えましたし、
0:27:34	添付7のほうのところにも書いたというこちらの記載については、許可の本数的でありますので本体側にも書いていたというせいってになります。
0:27:44	規制庁カワラサキです。確かに許可を見ていって、重大事故等対処のための資機材というワードが出てきたのは、見てますということなんですけども、これって実態としては、
0:27:59	あれなんですけど、一斉の手前です、手前というか、BDBAというか、
0:28:05	設計基準は超えてる。
0:28:08	想定をされていて、それを重大事故に至るおそれのある事象として取り扱ったものを
0:28:15	の対応っていうことで理解していいですか。
0:28:20	読みワカバヤシです。はい、その通りです。
0:28:23	規制庁からスタートすると表現がもうちょっと
0:28:26	明確にしといてもいいのかなと思いますので、ちょっと考えていただければと思います。以上です。
0:28:37	日本原燃若林です。エキサイトわかるように、日消炎な修正のほうを検討いたします。以上です。
0:28:48	はい。ほか規制庁から質問等よろしいでしょうか。
0:28:56	はい。規制庁の方から特に質問がないようですので進めたいと思います。それでは個別の地層案件に入りたいと思います。一番
0:29:10	資料番号の5階順ということで閉じ込めのほう、説明のほうをお願いします。
0:29:18	日本原燃の坂本でございます。そして閉じ込めのご説明いたします。
0:29:23	ページ数で掛かんページください。
0:29:31	青字のところですけども、ここで水基準の経緯と1号から7号でトリガ該当するのかというところの説明を追加しておりますので、1号はテーマ逆流防止なので、逆に用いて今回変更がないと。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:48	いえ、その下の 2 号で要求に関わるこちらが耐気圧以上でウランを取り扱う設備、これに関わるもの何ご努力引っ張っていちいち覚えてて、
0:30:00	これが 4 ページ目ご覧ください。
0:30:04	4 ページ目に、これに勝手と上から 3 行目ですね、今回の申請のうち、これに格差新規に設置する向かわピンと場合多かった後は工程読みたいチェックのどこによりUF漏えい拡大防止インターロックということは禁止等に関わるインターロック。
0:30:22	の二つの機能並行にこの機能履行があると。
0:30:26	系統この専決と一番下で第 4 回プロジェクトカバーシート海脚以降の配管カバーシートをつけますというところでございます。
0:30:35	あと並行パークの真ん中の防護の要求に関わる設備というところで、このセンテンスの下から三つ目ぐらいのところですが、排気フードを設置して、除染ハウス内には開口部がないことから、この不動撤去すると。
0:30:51	それから家庭対象がちょっと、有孔のこの三つの変更が今回回答になります。
0:30:57	具体的にその変更部分を
0:31:00	陶芸。
0:31:03	機種、
0:31:05	17 ページを入れてください。
0:31:13	97 ページの補足説明の中で、先ほど変更するといったところがまず一つの手でインターロックの機能変更として、もともと検証で漏えいが発生した場合は、局所排気装置、こちらを經由して、
0:31:30	配置校から屋外排気していたというところですが、事業許可の中で、それをやめてえとダンパーで閉止して、この系統なり閉じ込めて屋内配置しないという設計に見ます見直す通りますので、それを踏まえた形で委託を見直していた閉じ込めに係る微々たる込みしていくと。
0:31:47	ネクタイは警報のほうの説明ですというところで設置します。
0:31:52	続いて変更点の
0:31:55	計 8 ページでください。
0:31:58	18 ページが、の右側にありますが新規に設置する防護カバーの均質槽周りにこういったカバーをつけて対処して不燃性難燃性のシートをつけてというもの。
0:32:10	もう一つが 19 ページにください。
0:32:15	京急ページの右の図で除染ハウスの中の廃棄物の撤去ということで、当庫の入ったの中にありますこの配置すると、この中にも常に廃棄した状態になっておりますが、この中に小型の不動を設置当初建設当初設置していたんですけども。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:32	実際粉体等で飛散するようなものを取り扱うことがなくて、これまでの機能的実績からも使用する実績がない様ともないと。
0:32:40	今後も使用する予定がないので今回撤去することとし、したいという。
0:32:48	今回結構海脚以下の通りカバーシートをつけるというもので、それは日本にした 21 ページ。
0:32:57	系統左側の設工認のほうですが、こういったカバーシートこれ第 4 回と同じものでございます。
0:33:03	具体的にどこにつけるのかというのが 23 ページ。
0:33:08	ええと、これ、具体的などうしても系統そのものになっております精算の結果そのものをやっていますんで、こちらちょっと足助という形になってますが、この中で、ここに 1 回と想定をつけるのかというところを明示しているものでございます。
0:33:23	説明は以上でございます。
0:33:27	はい。規制庁発生数説明ありがとうございます。それでは規制庁側から質問等お願いします。
0:33:38	規制庁オオハシです。じゃあ私からいくつか質問をしたいと思います。
0:33:46	当初の 3 ページの 2 ポツなんですけれども、
0:33:50	ちょっと確認したいんですけれども、一応ここで
0:33:55	一段落目ですけれども、十条 15 条十八条に関して、施設説明であるということが書いてあって、調査の十八条に関しては別途時、
0:34:13	はい。
0:34:21	18 条に関しては呼び込むというふうに書いてあんですけど、この 15 条の扱いに関して特に下に言及がないんですけれども、それはどうなんでしょうか。
0:34:34	日本原燃坂本でございます。事業総ページで 5 ページ目をご覧ください。はい。
0:34:44	ページ目の事業変更許可と閉じ込め機能に関わる設計ということで、この事業%の中の中では石膏の技術基準に該当するものとして閉じ込めと、あと大梁構造、あと警報設備とこれの説明を閉じ込めの機能に関わる設計のところ、
0:35:03	いうことではまとめて説明をしております。その中で、
0:35:10	その上から 3 行目のところでさっき入ったのが溶接大変これだけの使用等により漏えいのない構造とするという構造の説明もしております、そういった構造にするということも含めて、この 2.5 のこの要件の中に、
0:35:25	含まれているということで、冒頭で関連付けた形にしてあります大規模ほど関連付けた形としてあります。以上です。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:44	うん。
0:35:46	説明は、
0:35:50	わかったんですけど、この明示的に書くことができないんでしょうか。
0:35:54	何か閉じ込め機能に関してっていう言葉が特に5ページ目に出てこない。
0:35:59	うん。
0:36:02	6年サカモトでございますけれども、一つは旅行風化はい。
0:36:08	別紙的にこの2.5のところに記載するようにいたします。
0:36:14	その閉じ込めが在庫と移行率については、先ほど御説明書で実施するという ことで警報と同じような扱いに確かですね。はい。お願いします。
0:36:25	続いてですけれども、
0:36:30	確認したいんですけども、
0:36:34	通しの4ページ目なんですけれども、先ほど少し話もありましたけれども、この 2.3のところ、
0:36:44	そこの33段落目で
0:36:48	除染ハウスに関してはその撤去することから対象外とするというふうに書いて ありますので、14ページのほうの一層の方見ると、
0:37:07	14ページ目の中ほどに除染方法っていうのがあって、これ見ると、
0:37:15	一番右の欄を見ると、この閉じ込め機能に有する機器の歩か対象とするという ふうに書いてあって、一応これ、
0:37:25	20、
0:37:28	二重括弧の比較ということでその設置許可との関連では対象とするけれど、 曲げ母語との関連では
0:37:35	THAI商売をするという会議。
0:37:38	なのかもしれないですけども、ちょっとそれですみません、14ページでそれ で変更区分もこの撤去じゃなくて改造っていうふうに書いてあるんですけど も、
0:37:49	この辺は少しわかりにくいと思うんですけども、まず今暇整理でいいかち ょっと考え方を教えてもらってよろしいでしょうか。
0:38:05	日本原燃の坂本でございます。書きぶりが少しへの回答になっていてわかり づらいんそん辺の説明をしたり追加するようにいたします。
0:38:15	あと、もともとこの除染半数の中の風土ですので、血糖除染はず自体ももとも と法律の要求が密封されない燃料物をつけて取り扱う風土のとか移行というこ となので、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:34	この除染のさらに除染操作のさらにその中の排気フード、これを撤去するということなので、直接的にこの規則に基づき該当するものではないのかなというところあったんですけども、今回これを撤去すると。
0:38:52	いう使用しないということで、
0:38:57	代表から外すという。
0:38:59	ところで、ただ、ちょっと聞きたいんですがわかりづらいので、その辺がわかるよう時見直したいと思います。
0:39:06	はい。
0:39:09	4 ページになるのかちょっとわからないんですけどもちょっと
0:39:13	加えていただければと思います。
0:39:18	規制庁川崎ですけど今の参画の考え方なんですけど。
0:39:23	やっぱり女性ハウスが持つ機能としては、
0:39:27	第 10 条に該当してるけども、その中にあるフード若いとしてないっていう説明だったんですが、今の確認させてください。
0:39:44	ください。
0:39:58	いろいろ検査確保でございます。それまで 14 ページの除染はずも結構ですが、大きな参画で 20k (イ) しておりますが、こちら事業許可に基づきたいというふうに取り扱う箇所、これにつきましては、当閉じ込め機能を有する必要があると。
0:40:17	いうことでなく、漏えい防止の対策をするというところで、当絶対的な対象にしていると十条の系統、2 号に関しましては、
0:40:29	それと、
0:40:30	非密封で AI 響くでウランを使ってさらに開口部があって、それについてねそこを確保するという要求で除染ハウスは、シャッタを閉めて完全密封の状態、何かバツにして取り扱いますので、2 号は該当しないと。
0:40:47	て昔はさらに移送中で別途ハウスゴーサインの中で排気フードというものを取り扱っていたと配布度は排気フードですって、
0:40:59	外に除染ハウスがあるので、関係響くというのはちょっと全部あるんですけども、そちらで鉄塔開口部もあるということで、第 10 条第 2 号、条線発送ラッパの不備とこれを対象にしていたという整理でございます。
0:41:15	以上です。
0:41:17	規制庁カワラサキです。今、2 号の面速の話がされていた。
0:41:23	ということなんですけれども、
0:41:28	念のため確認としては除染ハウスは、排気っていうのはしてないんですかね。
0:41:35	この排気処理装置っていうものとの関係での

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:39	理解をまた
0:41:41	できないような気がするので、確認したいんですけども。
0:41:46	密閉ということははっきりしてないという理解聞こえたんですけど、そういう理解でいいですか。
0:41:53	日本原燃坂本でございます。この風化のナカガワ材等 19 ページの図でございます。上のほうについてます列島除染排風機、これでナカガワ廃棄しております。
0:42:07	で、フードとかの場合は、この入口シャッターが開いてる場合等はトピックでありますので、この部分で
0:42:16	はてな逆流しないように、その風の逆傾斜配分する高齢天候に還付するというものですけれどもこのシャッターとか閉めた状態にしておりますので、
0:42:25	やっぱ入ってるんですけども、当開口部はないというものでございます。
0:42:31	以上です。
0:42:32	規制庁カワラサキです。そうすると、ちょっと今フードのこと一旦置いておくと、除染
0:42:41	設備としては、閉じ込めの基準に例えば改造とかがあったとしたら適合を説明しないとイケない。
0:42:50	ていうことです。
0:42:53	よね。
0:43:02	余計なサカモトでございますと、許可の鉄塔閉じ込めの要求に基づくものとして、技術基準に関連して対応する必要があって金を説明する必要があるというものでござい来てフードの開口部の面速の 2 号は該当しないという設計した市長です。
0:43:24	規制庁カワラサキです。だから 2 号に直接書かれてるのが、
0:43:30	6 フッ化ウランが著しく漏えいするおそれがあるものというところになっているのでそれには当たりませんと閉じ込めのその他の情報を号についても逆流防止とか、或いは
0:43:46	常時負圧とか、
0:43:48	そこら辺の話 C であって、そこら辺も
0:43:53	具体的には、
0:43:55	回答していないと。
0:43:58	なので、許可対応としての話として、
0:44:02	とじ込み機能。
0:44:04	というか、担保してるんですよと、そういう説明ですか。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:11	日本原燃坂本で私すみませんあとボンボンですね、今後の杭密封の取り扱う海溝の所学会も該当しないという整理で、あとはその通りでございます。
0:44:27	規制庁川崎です。ごめんなさい。ちょっとコミュニケーションがうまくかみ合っていないようなんですけど、基準の要求は面速を確保するというか系ではないので、
0:44:42	第2号が面速を確保するというものなのでって言うことで大変開発れてると。
0:44:49	ですよ。
0:44:50	先ほど川崎が言ったように著しく漏えいするおそれがあるものなのかどうかと。
0:44:57	いう話をちゃんと言わない等、
0:45:01	紙であって議論はできないような気がするんですけど、何ですかね、そもそもその密閉のものですのでっていうんだったら密閉のものをにしますというのが六法cc。
0:45:15	L構造というふうにも言えなくもないんですけど。
0:45:19	どう考えてるのかを改めて
0:45:22	説明いただいたらいいか。
0:45:28	でしょうか。
0:45:57	4弁でサカモトでございます。まず2号の血糖著しい確認したの漏えいのところでございますが、こちら、過去の技術基準規則解釈等において著しい漏えいコアへと耐気圧を超える圧力でUFこう取り扱う場合に、
0:46:16	該当するというところを伺って
0:46:20	期待されておりまして、当施設において、この2項が該当するのは、耐気圧以上でUFを扱う均質槽とそれに関連する設備がとまっぴに該当するものというところでございます。あと防護網につきましては、全体の方でまた核燃料物質を非密封で取り扱うものというのは、
0:46:42	前提ですので、
0:46:45	このレートを除染反省につきましては、フルード中で日々タイト密封で取り扱い20日以降もないというところで遠い。
0:46:58	対象にならないということで整理をしております。
0:47:05	コサクですけど、今言われたその解釈って、
0:47:09	今どうなっているものだとかっていうと、もう一つ、後半の部分も、
0:47:15	基準は密封されていない核燃料物質等取り扱うフードなので、外側グリップしているのっていうのは意味がないんですけど、もう一度説明してください。
0:47:56	日本原燃の淵野です。まず、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:00	当月基準の解釈につきましては、これは
0:48:09	炉の赤羽に対して括弧施設が緑混沌で一応休暇議長時代にエンドースはされているものにはなっていますがただ案がついてるような形で中途半端な形になっています。
0:48:22	がレートただ一応これまでの許可認可の中の基準の考え方としては、その技術基準解釈をもとにしてやってきておるといのが事実実態でございます。
0:48:37	あと密封されている抱える一つトレスカフード節がちょっと説明が違うになるところが少しありますのでここは整理したいと思います、まずは除染ハウスの中では、
0:48:54	これほとんど汚染された機器の開放作業ですので、そこ燃料物そのものを取り扱うものではないんですけども、ただ、除染ハウスの中では開口作業を行うということでも室内の大気中には暴露された人体にはなるということで、
0:49:11	密封されたされていない機器を取り扱うことになります。ただフードの開口部の面速云々というところについては、先ほどのカワラサキさんからご指摘あったと思いますが、除染ハウスにもし開口部があれば、そこは、
0:49:29	室内に開放された状態なんでそこはみずほのパックが必要になるようなものだねというご質問があったと思いますが、
0:49:39	除染ハウスがもし開口経過ありますという対応が必要になってくる。
0:49:43	その中にある肺機能の風洞エコの扱いが今ちょっと説明が違ふなってますので、その考え方を含めて、もう一度そこきちんと整理した上で、御説明するようにしたいと思います。以上です。
0:50:05	規制庁のカワラサキです。なのでちょっと事実だけなんですけど、今回そのハウス内の排気フードを撤去したとしても、
0:50:15	このハウスなり入っている除染
0:50:18	排風機は、残るという理解でいいんですよね。
0:50:25	日本原燃普通です閉じ込めというか、核燃料物質をきちんと処理して出すという、昨日の発生のを排気する除染排風機等はそのまま残りますので、企業としては変わらないと。
0:50:41	中で、中で前はずないで行う開口作業のときに使う教育的な風洞これはもういいんで取っちゃいますということになります。以上です。社長カワラサキです。ありがとうございます。なので、ちょっと基準との関係という意味での
0:50:58	整備をしていただいて、ちょっともとの表の話に戻ると、その第10条にもし除染設備として外側が該当してるんだとしたら、その中の工事に係る
0:51:14	事故となりますのでその場合には、当然その参画ではなくて今回適合

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:21	説明すべき範囲として0になってくると。それで風洞中のフード撤去しても、機能に影響がないかという御説明をしていただくという理解で仮にその許可整合という観点でシステムだとしても基本的には説明すべき事項ってのは変わらないとは思いますが、
0:51:39	ちょっとそういう観点での検討をお願いいたします。
0:51:43	以上です。今の点、
0:51:47	はい、日本原燃普通ですねオオオカいたしました。
0:51:54	はい。規制庁オオハシです。質問ませんコサクです。今の件なんですけどえのためなんですけど、ここへ夫婦解除製販踏まえて人が入る。
0:52:07	思うんですけど、そその作業員に対する防護という関係では、
0:52:13	どの程度の雰囲気になるものなんでしょうか。
0:52:19	日本原燃の淵野です。
0:52:22	てっきりの例えばポンプの開放点検とかに対してであれば、ほとんど飛散するような状態のものではないとあとは、系統もし申し出が一番従事者が被ばくする恐れがあるとすれば、
0:52:39	ケミカルトラップというUF6を排気したものを吸着するケミカルこれの交換作業を、この除染ハウスの中で行いますので、その時はそれぞれそれなりのウランが吸着してる県下の対応。
0:52:55	開放系取り扱うんで、その時はもう典マスク、タイベックを規定検知線ハウスの中で作業をするというようなようになります。以上です。
0:53:08	コサクですおありました。その辺りの実態とかもわかるようにしてもらおうといかなと思ひまして、そもそもこの排気フードって言ってるのこれ本体とは、
0:53:21	言われてはいますけど、どの程度の
0:53:26	作業であり、防護が必要かというので、漏えい防止っていう関係での屋外へのっていうのもありますけど、喘息云々の関係では、作業員についてもありますので、その点も、
0:53:41	含めてある状況がわかるようにしていただければと思います。よろしくお願ひ。
0:53:47	日本原燃の淵野です。実際の作業状況なり環境条件等へ含めて、と整理して再度説明するようにいたします。以上です。
0:53:59	はい。
0:54:01	協調オオハシです。
0:54:02	よろしければ、質問を続けたいと思います。
0:54:10	これのためのちょっと確認なんですけども、4ページ目を通して4ページ目の一番、
0:54:17	2.4。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:19	やっぱりですけども、一応
0:54:24	該当するものは堰とか区画であるというふうなことは書いてあります。この中に一応
0:54:34	溢水防護堰の固定式とかのことがこれは含まれてないということだと思うんですけども、その辺はどういうふうな整理からでしょうか。
0:54:47	はい。
0:55:30	日本原燃若林です。技術的県北区の閉じ込めの要求場合気体状の核燃料物質を取り扱う設備が設置される施設、
0:55:39	次に掲げるところ。
0:55:41	ものであることってということで隻の設置が求められているんですけども、基本的にこの液体廃棄物からの漏水については、
0:55:51	今流行り改革に液体廃棄物の廃棄設備の席で担保されると。で、溢水のほうの堰なんですけど、
0:56:02	つけてるっていうとしては第1種管理区域からの漏水の防止にはなるんですけど、この
0:56:11	閉じ込めの液体廃棄物を廃棄する設備につけるべきではないとって、万が一第1種管理区域で溢水が発生したときに、
0:56:21	できるだけ外施設の外に出さないようにと。
0:56:24	それがその液体廃棄物が外に出さないということじゃなくて第1回陸域っていうところを通過して溢水なので、できるだけ施設の外につける。
0:56:33	得てしてたらそこに水が出ないようにということでつける溢水の排水墓石になりますので、そちらは閉じ込めのほうには該当しないと整理いたしました。
0:56:44	整理としては以上になります。はい、わかりました。ちょっと一応なお書きか何かで確保等を会社どうかと思うんですけどもいかがでしょうか。
0:56:58	日本原燃若林です。基幹的承知しました。
0:57:02	はい、お願いします。
0:57:05	V系ですけども、17ページのほうをお願いします。
0:57:15	17ページ目の4ポツの(1)番のところですけども、心の中ほどのところに廃棄が2号、2個工程を見たから云々ってあってダクト長とするということが書いてあって、この辺が徹底的に書いてあるんですけども、
0:57:33	この辺を上期の補足の欄とかに定量的にちょっと期待することができますでしょうか。
0:57:42	このカミデサカモトでございます。この流れも含めて、右の図のほうでわかるように、世界いたします。はい、お願いします。
0:57:54	続いては、若干細かいんですけども、18ページです。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:02	18 ページ目の左の設工認申請書の欄の
0:58:09	(3) 番のところでUS - 添取り扱いは、配管等終わって、
0:58:15	何を防止する設計とするっていうふうなことは書いてあって、この辺を
0:58:20	説明しているの場。
0:58:27	1 ページ目のすいません。21 ページ目のずっと買ったと思うんですけども、これは他の輸液を取り扱う配管等というふうに書いてありますけれども、時配管等っていうふうにした方が何か
0:58:43	主に配管というふうに読めるんですけども、何かその 21 ページ目を見ると町
0:58:49	等配管というふうなことで、機器配管等といったほうが適切な利かせるんですけども、いかがでしょうか。
0:59:07	多分、
0:59:08	と思われましてよってサカモトでございます。とこう気体見直します瓶地形面になるのは、いわゆるこの入ったんが、届けと受け取るんだから受けますが、なかなか配管入ったらこの運用機関になりますので、
0:59:25	今回やっぱ一環をメインでカバーシートを付けということで来ても途中一部裸である機器については、そういったものをつけるところもあるんで、配管機器という形にいたします。以上です。もともと配管高低差等というのは、機器のことでですね。
0:59:44	あとですね。はい。
0:59:50	はい、お願いします。
0:59:54	あと、ちょっとこれも確認ですけども、31 ページ目ですけども、
1:00:01	31 ページ目でその既認可の
1:00:07	ことがこのてるんですけども、これで金かではその 7 条の 6 号見えますということはあるんですけども、7 条の 6 号に関しては、これまでの 4 回までの申請の中で確認しているという理解でよろしいでしょうか。
1:00:27	4 ページにサカモトでございますが、こちら、第 4 回で気体廃棄物の廃棄設備で申請してございます相当時間ですよ。
1:00:36	はい。
1:00:41	了解しましたれて
1:00:53	あとはちょっとすみませんこれ掲載ですけども、33 ページと 35 ページに、一応その既認可がついてるんですけども、一応時系列的には 35 ページのほうが前にくると思うんですけどもこれ順番をした。
1:01:07	逆になってるというのは何か意味があるんですか。それとも間違いでしょうか。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:18	三、四千年サカモトでございます。世帯の、すみません、あんまりと同じ設備の並び順で液体廃棄物の管理排水設備を先に添付してその後にIFファイルこういう生徒ポンベ類のペット設備を並べているということで、
1:01:35	単純な設備のなら、順番踏まえというだけじゃちょっと年度中になります見直し前はそちらでちょっと聞いただけです。はい。私からは以上です。ほか規制庁からありますでしょうか。
1:01:52	規制庁川崎です。ちょっと今、
1:01:55	若干触れられてもいたんですが、2点ほど追加で聞いておきたいんですけども。
1:02:02	受 17 ページの表時の緊急遮断弁とかダクト、
1:02:07	ダンパの停止なんですけども。
1:02:10	これ漏えい検知でして、そこから遮断するまでの時間ということでちょっとお聞きしたいんですけど。
1:02:19	ダンパの切り換え時間がどの程度の時間、
1:02:23	かかって後は、
1:02:26	排気がダンパ等に到達する時間がですね、どのぐらいの時間でやってあるのかといったところをちょっと具体的に教えていただけないでしょうか。
1:02:37	はい。
1:03:07	日本原燃坂本でございます。ちょっと細かい正規教員については、ちょっと正確に車を整理した上で別途今後資料をまとめてK説明いたしますけども、当漏えい印影のこの図の
1:03:22	17 ページを図にあります 2 号工程とも言ったMと書いている子供おりたこのモニターで、
1:03:30	漏えいを検知して伴う緊急遮断弁を閉めて、切替ダンパ、これを担保して支社バイパスダンパを締めて欠落閉じ込めるまで 30 秒以内にやったことで、検査等も別途という形でやり、やっております。
1:03:50	基幹事業流れる時間が 30 体は切り欠きと変更ございません。
1:03:57	ちょっとこの辺も含めて、ちょっと細かい絵と 1 日間インターロック流れも含めて、資料を追加しても手続きの方に入れ込みたいです。以上です。
1:04:08	規制庁カワラサキです。
1:04:12	確かにその配管の長さが変わってないので、
1:04:17	病床数とかも一緒なのかなと思いつつ、
1:04:21	今回その変更がある。
1:04:24	いっぱいロックの箇所も、
1:04:26	久米なんですけども、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:30	結局その
1:04:31	使用パスってそういう 30 秒であったりとか、具体的にはちょっと今後御説明示されるといことですけれども、そういった部分の
1:04:43	シヨウ例えば仕様表に、そういったところがどういうふう管理されてくるのかとか、そこら辺の考え方があれば、
1:04:53	説明してください。
1:05:11	日本原電の坂本でございますそういった 30 秒バッチ作業性価値感も含めて使用表の備考のところに入れてきます。
1:05:22	同意でちょっと疑問で説明するようにいたしますカワラサキわかりました。資料表にもきちんと設計要件として記載されるというっているということで理解しましたので、先ほど言ったところの説明の追加なりをしていただければと思います。
1:05:38	今の点は以上で続いて、もう 1 点ですけども、ちょっとこれはあくまで確認までなんですけども、今回申請されている防護カバー ZPA 事例と次のページですね、18 ページに、
1:05:53	それがあるんですけども。
1:05:55	これって
1:05:56	機密性は求めないという理解でよいでしょうか。またちょっともう 1 点としては
1:06:04	これグループと均質槽等の外側を囲われている形となっていると思うんですけど。
1:06:11	作業時とかって、そこら辺のアクセスとかってどういうふうにするんですかねっていう
1:06:17	2. 機密規定とその作業性っていう 2 点をちょっと教えてください。
1:06:25	日本原燃坂本でございます。こちら危険性については、時遊具カードとき燃えと DF10 を担保できる程度ということで、全体をこのビルシートで覆って鉄鋼スラグを着細かい機密性までは求めていくこと止めるようなものではない。
1:06:43	いう整理しております。
1:06:45	あと作業性ですけども、こちらのピンそう劣化したときに必ずこの撤退を別途あの大手を振っているところで、それが今使ってるような形で開けて、中で作業したりできるような
1:07:01	関係しておりますけども、問題なくできるよう設計いたします。以上です。
1:07:07	規制庁カワラサキです。今のはかなり重要な構造の説明書きがしていて、この図だとなんかできる以降、上から下まできちとこう加工減った
1:07:18	構造物になるのかなと思いきや実は何か変わってみたいで、そうすると、ある程度の一定あれですかね、床面からは一定程度、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:31	上になったところに、その方が来てて、
1:07:34	ぐらいのイメージなんですかね。
1:07:38	のビジネスサポートです一応つきもらってる人もたらず 8 通からしている設計になっておりますので、ちょっともう少し具体的なペットを図面でご説明するようにいたします。
1:07:49	規制庁川崎です。よろしくお願いします。あとそのときのDF10 っていうのは、とりあえず
1:08:02	気密性が
1:08:03	何性を司法が囲われていれば、
1:08:07	当然物理的にはそこで。
1:08:10	Shortする吐き出し受DF10 は当然稼げるだろうと、そういう
1:08:17	理解で設計してるってことですよということ、今のところも
1:08:24	多分設計の上での考え方となっていると思うので、許可での話を踏まえて設計として、
1:08:33	どういう考え方でやってるのかというのを、構造とともに示していただくようにお願いします。
1:08:49	日本原燃坂本でございます。あと、この一番の趣旨目的は、人への許可にもありますピットへの直撃を防止するというので、これときに使っていた人に直接かかわらないようにという。と宿受注者ほぼ
1:09:06	の取付けでつけているっているかというところでございますので、その辺もちゃんとわかるように示したいと思います。以上です。先生のカワラサキです。もともとの目的は理解はしてるところなのですがそれでも全体的に設置
1:09:22	そうですね、従事者防護っていうのは、今も資料上に書かれていると思いますので、ちょっと具体の部分の補足ということになるかと思います。
1:09:31	今の点を私は私から全体を通じて閉じ込めについては以上です。
1:09:40	ほか規制庁側から閉じ込めに関して質問があればお願いします。
1:09:49	よろしいでしょうか。
1:09:53	はい。よろしければ次、火災防護に関して説明のほうをお願いします。
1:10:02	今の件でサカモトでございます。続いて、農地個別 37 火災防護の説明でございます。
1:10:09	こちら前回のコメント等があります 3 ページ目でください。
1:10:16	3 ページ目で一行追うさんとこれに該当するものはないが何なのかと今回何を変更するのかというところを追加しております。
1:10:26	ちょっと提携。
1:10:33	3222 ページを閉ください。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:40	22 ページですけども、火災熱による後退の影響徹底化の評価、これ第 4 款に説明したんで、今回、同じでつけませんとしていたんですけども、第 4 回と同様に評価をつけるということで、最終的な申請ということも踏まえて設計いたします。
1:10:58	あと、20、
1:11:03	5 ページをください。
1:11:10	当火砕の地形を番これにつきましても閉等つけて着手したいんですが、こちら後付けで書き直しております。
1:11:21	それから 26 ページ目。
1:11:26	26 ページからが、内部火災影響評価状態をしっかりたっじゃ関連に結果しか記載しておりませんでした。大分火災会合何に基づいてやる他でどういう考えでといったコンペでやるのかというところの記載を、PRAをTのところでも一律させております。
1:11:47	続いて、
1:11:53	35 ページおろください。
1:11:58	35 ページが、感知器の設置方針でございます。36 ページに感知器の設置方針を追加して 37 ページに具体的な今回つけ感知器の種類で 39 ページ、330 ページといったところに配置するのか。
1:12:18	これを示しております。また、次の温度センサーについても同様の示し方を追加しております。
1:12:27	あと、45 ページ。
1:12:32	遠隔消火設備の先ほどの流れとして、こういった形で家やる負担のですが発生した場合増加までの流れがあるのかというところを明確にしております。47 ページ目及びください。
1:12:47	こちらあろう消火をする作業の流れでございます。火災が発生した場合に、まず議論はどこの真ん中の図にあります通り は中央制御室こっちからから操作すると注記溶接オオハシをさっきから不法それうまくいかない場合は、
1:13:03	現場に行って現場の搬送する荷物操作盤がございますので、現場がやるの操作フォローしてみると送達でこれでもうまくいかないときは、現場のボンベ直接手動起動させて、直接吹かせるというこの 3 段階の作業いたします。
1:13:19	これをやってる間に当二酸化炭素が報道準備をいたします。二酸化炭素については、人体に有害でありますので小さくの恐れがありますので、ちょっと次の 48 ページ。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:34	あろう消火やってる間に会社の店舗だったり、管理台帳で人才ペレージョンがないかとかそういった確認を十分にやってお腹に人がいないということが十分確認できた時点で、それがかつ八ロン消火により職場失敗した場合、
1:13:50	その場合に、二酸化炭素消火、これを使用すると、こちらも3段階で中央制御室、現場だめであれば、ボンベから直接起動という3段階の流れとしております。
1:14:03	続いて49ページからが消火材料の説明で50ページですね、50ページに算出方法等を記載します。前回単純に計算した結果一覧表者も出ておりませんでした。どうやったという経緯で算出したとか消防法の何の式使ったのかというところを少しわかるように追記しております。
1:14:25	御説明は以上でございます。
1:14:29	はい、ありがとうございます。それでは規制庁側から質問の方をお願いいたします。
1:14:34	はい。
1:14:35	各種拡散効果なんて、
1:14:40	まずプリンス
1:14:45	あと、
1:14:48	やっぱりコストカッター対象設備の選定のところで、
1:14:54	通学聞かしていただいているんですけども、この中国っていうのは、中身を見てみると、ファインの設定の話しかはかかれているような気がしていて、当町は前回お伝えしたのは、
1:15:11	コサク評価対象設備程度考えて選定
1:15:15	結果もとも少し
1:15:18	付録していただきたいとえと今回結果が基本書かれているときで戸惑ったのかっていったところはもっと横のところではそんなにはいっぱい部署があったというわけではないですけども、変わったので、USCくと。
1:15:33	ものを設定したっていうのがわかるような話がもう少しあったと思うんですけども、この点についていかがでしょうか。
1:15:43	本件サカモトでございます。抱き合わせ鉄塔区画の説明で
1:15:50	掲げて影響評価施設にこれが許可でUF6 校来訪する機器これを対象にするというところで、これが実際ULこうある一点を代行する遠心機構図からPDFシリンダ類等でございますが、こちらがどういった機器が対象になるのか。
1:16:06	いわゆる代表する貴重なのかというところを明確に開き等つけてもわかるようにいたします。
1:16:14	以上です。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:18	づらいというかですね、当施設の特性を踏まえて、こういうふう考えたんですけど、 っていう考え方でいいとは思って、ってのがもうオオオカのときにはそう いった内容の話が少しですか。
1:16:34	そんな気がする。
1:16:35	何か
1:16:37	川を示すものではなくて、どう考えたところ、
1:16:41	それから
1:16:42	それで妥当ですよ。
1:16:45	その辺りの時際の
1:16:51	日本原燃サポートでございます。了解いたしました。という100を 内包する設備をなぜこれ一酸化というところの経緯を含めてすべて記載を等 を追加いたします。以上です。
1:17:06	フジワラと言っているって、国土コンクリートけれども、
1:17:16	越智
1:17:20	何か。
1:17:21	すみません幹部数点のところ、
1:17:25	でも、
1:17:27	追加をしていただいているんですけども、奥瀬表一番下の欄のところに移管危険 くる部品補完的保護KC丸めた値とすると書いてあるんですけど、審議会等 の根本のところは見えないような気がする。
1:17:43	これが、
1:17:45	やっぱ切手等など構築等教えていただきたいんですか。
1:17:50	ホームページのサカモトでございます。狭い実際は24でまとめ丸めて24と24 と2で10メガ重視というのをを出しておりますとその辺の記載があって自分でし たので、見直しいたします。以上です。
1:18:06	含まれてくる。
1:18:09	訴えて50ページ、この交通ページ戻ってくる。
1:18:16	説明を外部に追加していただきたいところにもやっぱ
1:18:22	ここなんですけれども、結局、
1:18:25	でも当PTいただいて、ある程度かかるようなパッケージっていうのも別途ばっ か良い。
1:18:34	僕ん乾パン設計。
1:18:40	計算は必要な消火量算出再度多くかかってきていて、どういう考え方でこのな かったりとか、考え方はわかるんですけど、実際には、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:55	コールトラップ均質槽だったらそれぞれ 21kmピッチでやって一つ一つ体積を考えたのではなくておそらく同時解析と考え、
1:19:04	どうも。
1:19:05	その辺もあわせて、
1:19:07	ちょっと今ないような気がしていて、その辺の追記いただけますでしょうか。こういった考え方で、
1:19:15	だから、
1:19:16	あれば追記していただきたいと。
1:19:18	いかがでしょうか。
1:19:21	日本原燃坂本でございます。協会いたしました系統会見装置であればこれくらいの大きさを、これに対してこれくらいの 0.6 をとってトウソウ空間から計算したということがわかるように、この計算過程を追加いたします。
1:19:39	以上です。
1:19:42	そういったのフジワラですけど、お願いします。
1:19:45	気象庁からだけちょっと今の年齢ところで開発区域について考えていくことがわかりにくいというふうな弱点、やっぱり
1:19:56	少し考えていただいて、文章を追記していただいたりしているものもですね、少しハセガワあまりにもとして系ではないなと思っていて、やっぱそれを検知できると。
1:20:09	なんかを図に示されているところが主な火災原因であるっていうふうなところの話をしているんですけども、なんていうのが、機器等事象が並んでしまってあまり規定の文書ではないと思っていますので、この辺りは
1:20:25	どうか再検討しているのか、勉強しているのか、10分スプレッドの話なのか。
1:20:31	この3、
1:20:32	わかり少し安い。
1:20:36	遊ばせ
1:20:40	はい。
1:20:41	まず、
1:20:45	今の
1:20:46	中身としてはあまり
1:20:48	戻ってしまう。
1:20:50	コメントです。
1:20:54	4. サカモトでございます。そのまま悪化するものも漏えいした後に発火するものも全部一律に並べて帰ってしまっているところもあって、すみませんわかり

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	づらい記載になっているので、取ろう文書見直した上で修正いたします。以上です。
1:21:11	フジワラですよろしく申し上げます。今回の資料で私からは以上です。
1:21:18	はい、規制庁走らせえとほか規制庁はから質問ありますでしょうか。
1:21:23	規制庁カワラサキです今ちょうど開いてる火災区域の特性表なんですけども、もうすいません、すでに説明あったら恐縮なんですけど、
1:21:35	これ内部火災ガイドで実用炉の場合の
1:21:40	項目の例っていうのは示されていたかと思うんですけど。
1:21:44	今回
1:21:46	濃縮施設に適用するにあたって、この記載項目って多分、実用炉とは違って
1:21:53	いて、
1:21:53	どういう項目を挙げたのかというところでの確認をさせて欲しいんですけど。
1:22:00	これ実用炉であげている項目で何か。
1:22:03	省略明らかに書けない価格必要がない項目はさておき、そこら辺の何か考え方、項目としてどういうところを書けばいいのかっていうのも、
1:22:13	考え方は何か補足があれば教えて欲しいんですけど。
1:22:32	日本原燃の坂本でございます。こちら火災ガイドのうち、瓶等海外に示されている様式のうち、うちに該当する許可で言っているうちの4ページに1回都政ところを抜き出しております、当本来発電炉であれば、安全上重要な施設多重性有する。
1:22:51	説明がありますので、そういったものは火災防護対象機器として設定すると、これが機能喪失するかどうかというところで、
1:23:00	配当綿密にシナリオ作って、それが評価できるか消化できないかという整理をしていくことになりますか。
1:23:09	濃縮の場合は、このターゲットがないので、当協会のほうでもトレン相が生じないことこれ赴任することとしていくということなんで、この火災区域伝承が生じないと確認するために必要な
1:23:23	区域だったり耐火時間だってそういった情報を両方必要なものを持ってきて特性表を整理しているか、それ以外の情報については、各課の安重の防護に関わる情報については割愛しているというところでございます。
1:23:42	ちょっと具体的などころはちょっと濃い緑のこれは割愛さというのを何かつけるような形で整理したいと思います。以上です。施設長カワラサキです。
1:23:54	その整理をつける以前にちょっと聞いておきたいということなので、ちょっと席をつけるあの資料をつけるっていう話はちょっと今の話が終わったときに検討していただきたいんですけど、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:06	ちょっと私もそのガイドの記載項目を見ていて、確かに今回
1:24:14	その安重がそもそもないということで、昨日機能に対する
1:24:19	30という機能に対するところの記載がないっていうのは
1:24:24	そうなんだろうなと思って見ていましたが、一方でその火災の伝搬という点が今回は規模になっているということで、要するに他の区域に延焼しないかという観点での項目はすべて
1:24:39	網羅していただく必要があると思っています。
1:24:42	そうしたときに差分が何かなくなっていうふうに見ていくと。
1:24:47	隣接する区画と。
1:24:50	その区画に隣接する区画との境目ですね、火災の伝播経路としてどういったものを検討しているのかという情報がですね。濃縮だとなんか
1:25:02	書かれてない。
1:25:03	じゃないかなと、現時点では思っていて、
1:25:07	例えばですね。開口部であったりとか、
1:25:12	ケーブルがですねこの
1:25:15	隣接する区画とかに隣接してますよとかそういう情報がですね、実用炉だと例示の中でも挙げられているんですけども、そういった情報が
1:25:26	不要かな、必要なのではないかなと思うんですが、そこら辺はどう考えますか。
1:25:39	日本原燃坂本でございます。その架空当社をその系統回復開口部と、そういったものに関しまして、
1:25:49	今は
1:25:53	農地の場合は、火災防火区画へと基準法にする対策関わりを掛けとして書いた時間、1.0 建築基準法通り設計すれば耐火時間を置いてゼロという通り側の防火処理していれば、
1:26:08	防火シールとは 1.0 ということで整理するということで、あまり細かくまで書いていなかったということが実態でございます。ただそういったところも含めて、発電の方のお三方にちょっとわかるように、ペーパーも
1:26:23	への影響を踏まえてちょっと明確にしたいと思います。以上です。
1:26:28	規制庁川崎です。会社の多分、
1:26:32	今の御説明はあの区画で
1:26:35	1時間なり何なりっていう条件の中にそういう当然そのケーブルなり何なりが来還付してるところは考慮してますよっていうお話をされていたと思うので、ただこの区域特性表ってそもそも区画がどういうものなのかっていうのを詳細に書いて、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:54	いるものであって、
1:26:56	どっちかという審査資料というよりは、事業者の中できちんと
1:27:01	検討した情報を載せといていっていただく必要があるものだと思うので、その点は十分検討したんだよというふうに説明をしていただければと思っています。
1:27:13	今の点は、
1:27:16	議長で
1:27:19	火災区域特性表以外の項目もちょっと何点か確認させていただきたいと思います。
1:27:27	へえ。
1:27:31	ちょっとページ戻ってしまって恐縮なんですけれどもですね。
1:27:37	うん。
1:27:39	16 ページのところ、
1:27:45	ご確認いただいて、16 ページのところで、
1:27:50	環境方法の異なる種類の感知器の話が述べられていて、煙感知器と炎ですね。
1:27:58	換気ってということなんですけども。
1:28:01	これ熱感知器が負けされていて、その理由については、基本的にはその許可の記載とかを見るに、対応性という意味で、
1:28:12	確保すればいいということでは理解してるんですけども、なぜ熱感知ではなくて炎感知器なのかという理由なんですけども、具体的には多分 35 ページ。
1:28:24	ぐらい。
1:28:25	記載で、それが述べられているんです。
1:28:31	35 ページの記載を、以降の記載を見ると違うの 35 ページ、ちょっとお待ちください。
1:28:39	うん。
1:28:42	範疇とですね、別紙 1 の中なので 36 とかですかね。
1:28:48	ここで
1:28:51	熱感知器については、
1:28:54	ですね。
1:28:55	煙感知器と、
1:28:59	の設置が適さない環境下に主において使用できるということで、
1:29:05	何かその条件によっては、こちらを選択するという選択肢もあったと思うんですけど、今回の場所について、なぜこの組み合わせを選んだのかとかそういう説明をしていただければと思います。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:20	今、御説明いただけますか。
1:29:26	日本原燃坂本でございます。当施設全体にわたっては、煙熱をこの
1:29:35	システムを第3回申請で建家のヘッド基本的には煙感知器をつけていくと、あと狭いところと、ここにあると通りの縦型の狭い密閉のところとかそういったところについては、熱感知器こう建屋間を
1:29:53	今日は幾つとかには熱感知器をつけているところもあると、それもあわせて申請しているというところで設定というところございまして、実際今度トラップにつけるにあたっては東亜こんな禁止等に今回つけるものにあたっては、防護カバー、
1:30:10	はい。合併または煙感知器はつけて、
1:30:14	煙感知器の設置が適さない落ち度だけど。
1:30:19	粉じん環境をネットに使う場合はやめ裏とかですね、そういった密閉時のところであれば、そういう状況では月をつけてということで注文であれば煙等の、これをつけるかを基本にしております。
1:30:36	ちょっとこの辺も具体を、
1:30:40	設計側に確認した上で、ちょっと実家して御説明するようにいたします。以上です。
1:30:48	規制庁川崎です。
1:30:52	適用した多分どちらでもいいのか、何かなんかなんか素人で考えてしまうと、どちらでも何となくこう検知、
1:31:00	炎でも熱でもどちらでもよさそうに思えるところ、その一方を選択しているということで何か設計上の理由があるんじゃないかなという
1:31:11	ことで単純に聞いているだけなんで。
1:31:13	ちょっと御説明を
1:31:16	していただければと思います。
1:31:19	すいません。ちょっと今の関連で1-36ページ目に下から3段落目に特別な要件がない場合は、
1:31:33	煙感知器を設置することを基本として、
1:31:37	できてない場合には熱感知器を設置する方針とするで終わってるんですけども、方針としてまで今回は、結局、熱感知器はその第5回申請ではつけてないと。
1:31:50	ということですのでちょっとその方針と計算の結果こういう結果になったという辺りまでちょっと書いていただければと思いますけども、いかがでしょうか。
1:31:59	日本原燃坂本でございます。その経緯を含めて、今回煙と炎に下というところを記載すばつと今設計の方に確認したところ、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:11	感知するスピード熱のほうが時間がかかるというところで一番関係が早い煙で次に早いほうのペーパーをそういうのは別ということで、環境場煙と炎がつけるので、煙と炎を優先したというところでございます。
1:32:29	そういった中身をこの資料の中に追加するようにいたします。以上です。
1:32:34	規制庁カワラサキです。よろしくお願いします。ちょっと
1:32:41	ちょっと些末な話にはなってしまうんですけど、この 17 ページのところを見ると、何か図がついてたような気がするんですけど
1:32:49	その凡例のところだと。
1:32:57	97 ページの凡例のところを見ると、
1:33:03	熱郭換気が使われていた箇所がちょっとあったような気がしてって、
1:33:09	何かありますね。
1:33:11	それから凡例のところもこの丸は、煙感知器だと思うので、またお伝えしておきます。
1:33:25	わかりました箇所。
1:33:28	4 件でサカモトでございます。17 ページの絵と安全のバックの中に丸で煙と熱感知器が示されていると。
1:33:37	了解いたしました。この中で、今回ここから煙を選定したという航路、
1:33:44	規制庁話を単純に両方ついてると見えるので気をつけたという話でした。はいどうぞ。ちょっと注釈入れて判りいたしますはい規制庁カワラサキです。で、えっと次の話題に移りたいと思いますけれども、
1:33:59	検査、あとコサクですかね、今もお話して元の 16 ページで、熱感知器っちゅうの消したのは何ですか。
1:34:14	日本原燃坂本でございます。打ち勝っ当初申請国管理方法の異なる種類貸して煙熱こんなおっから選定を選択するという意図でまで改訂してその下のポツのところ、結果としては、鉄塔煙等、これどう組み合わせにして御カバーに設置します。
1:34:34	いうところで、
1:34:37	上のほう性結果がもうセキュリティ等との、もう少価値の先ほどのスピードの話もあってこれしかつけないということがもう前提としてあります。もう、そしてまた、
1:34:52	ここに記載する必要はないかという判断をしておりました。
1:35:02	タンクですけど、
1:35:04	結果として、熱感知器をつけないといけない場所がなかったっていうのはそれはそれでいいんですけど。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:11	渠仮定の方針等を成功するの事だったり、資料で説明のあったページでも、こういう場合には2ツ感知器つけますという方針があったのとは違うのかっていうことで、
1:35:29	何か結果を踏まえてっていうものとシートっていうのは何か違う気もするんですけど、そこら辺は精査できてます。
1:35:43	音源ねサカモトでございます。すみませんしてさが不十分で、結果だけを書くというような形でこれ単一してしまいます。ちょっとどう許可の記載も踏まえて、設計のその方針から決定までの流れを踏まえて、
1:35:58	ここにどういったことを書くべきかというところをしてまた整理させて御説明していただきます。以上です。
1:36:06	はい、お願いしますって、今この中国ページで書かれているのって
1:36:13	申請書の添付書類の記載。
1:36:16	そう思えばいいんですけど。
1:36:23	日本原燃菅生でございます。申請書の添付書類とほぼ同じでございますがこの括弧書きが件この括弧書きを今回使っ追加したものでございまして、申請書にはなかった申請書、設工認申請書ならあるじゃん。
1:36:38	もちろん、
1:36:43	施設そのものでございますのでよろしくありで規制庁コサクです。その時にですね、最初にも区のほうで話をしているところではありますけど、あの基本方針とかは
1:36:58	分割のそれぞれで変わるものじゃなくて、一体として改定でクック対応して書くところのものについて第二段階申請の何とかかんとかというふうに書いていくということだったと思ってまして、
1:37:15	今書いてる内容が方針とはちょっと違う書きぶりになってるのかなっていう気もしたんですよ。
1:37:23	まず一つ目のポツは方針として再整理していただくということですし、次のポツが第3回申請で運営コールドトラップに設置するものかどうかという言い方もちょっともう
1:37:39	最初にも工夫で順々に出すといったときに書く書き方もちょっと違うかなという気がしてですね。
1:37:47	そういうのも含め、もうどう変えていったらいいのかっていうのを提示しておいていただければと思います。以上です。
1:37:57	4件でサカモトでございます。了解いたしました、ちょっと最初の方はまだ細かいところをちょっと確認した上で基本方針から実際に設計内容まで流れるような形で制度というような形なので、そこに合わせるようにいたします。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:12	以上です。
1:38:19	規制庁のカワラサキです。
1:38:22	じゃあ続けての確認に移りたいと思います。19 ページを
1:38:28	ご覧ください。
1:38:33	はい。19 ページのところで遠隔消火設備の設計が記載されているんですけども。
1:38:40	ちょっとこのところで、実は審査会合でのやりとりがあった事故があって、
1:38:47	具体的にはですね、遠隔消火設備に関して、
1:38:52	ハロンバスの反比例による消火の後に、
1:38:57	二酸化炭素等による消火ができるようになります。
1:39:01	いう記載ぶりが介護資料でもありまして、それが誤解を招く表現だとか、
1:39:07	つまりそのハロン系の放出ボタンされていれば、仮にその
1:39:12	法律に失敗した場合においても、会場、
1:39:16	された上での対応ができる設計にされているということだったんですね。
1:39:23	なのでそこが
1:39:25	ハロンが噴かないと二酸化炭素吹けませんっていうふうに取り取れてしまうと誤解を招くという話がまずあったかと思います。その観点で、この資料見ていくと。
1:39:41	ちょっと壊れていて、
1:39:46	3 ポツまでは万一の場合を考慮してと。
1:39:50	あるんですけども、
1:39:54	ちょっと、
1:39:58	機能不全の場合の書き方なんですけども。
1:40:03	そこら辺の工夫の仕方っていうのはどういうふうに
1:40:07	表されているかっていうところがですね。
1:40:15	うん。
1:40:26	そうですね、具体的に言うと、一番最後のポツのところで従業者への影響を考慮し、ハロン消火剤より先に二酸化炭素消火剤を噴霧車することがない設計とすると。
1:40:41	ということで、これだけ読んでしまうと、あの会合での説明。
1:40:44	ぶり等が同じでにくくに帰って行って、
1:40:48	ハロン
1:40:50	消火だより先二酸化炭素を噴射しないということは、結局その他の消火剤が吹けなかった場合のことが機能不全に陥った場合のことが触れられていないので、ちょっと記載ぶりは検討いただけませんか。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:07	日本原燃坂本でございます。47 ページのほうでちょっと操作の流れは整理したんですけどそのスイッチとの関係の整理がちょっと不十分で、さらにその整理した中身を本文のほうにフィードバックできてないと。
1:41:22	いうところがございましたので、今の件も含めて、システムのスイッチと関係で実際相当だとかっていうところも明確に修文したいと思います。
1:41:34	以上です。
1:41:35	規制庁川崎です。別紙をつけていただいたということで、あほ説明の内容としては非常にわかりやすくなっているとは思っています。ただ一方でその文章としての配慮というのをもう少ししていただく必要があるということで、と関連してなんですけど、今、
1:41:53	研究もしていただいたところの関係で、
1:41:56	48 ページのところにもですね、似たような記載がですね、実はまだ生き残っているような気はして、
1:42:08	ここも評価式失敗した場合に機能するというのはいいいんですけど、とですね。
1:42:17	ちょっと具体的な箇所は後で見てやって欲しいんですけど、八ロン消火系が作動した後に、
1:42:25	という表現がですね、まだ残っていたりするんで、言いたいことはわかるんですけど、もうちょっとそこら辺の文章の精査というのをさせていただきたいと思います。
1:42:35	今の点については以上です。
1:42:39	です。ちなみに、今言った八ロン消火系が作動した後にといってる作動っていうのは、
1:42:47	信号系として性件数になってよっていただけて、
1:42:52	何かあるん超過系の動作を改めて検知をして、
1:43:00	いくものなのかっていうと、どっちですか。
1:43:05	異論原燃坂本でございます。住まで設計のほうに勾配を確認しますけども、こちら圧力スイッチがついているもの一波ってところで、多分そこで内圧検知して動作するとその辺のえと回路を含めて、
1:43:23	そん中で書いてどういったものなのかっていうところをしっかり説明するようにいたします。以上です。
1:43:30	はい。補足ですわかりましたよろしくお願いします。
1:43:35	規制庁川崎です。あとちょっと1点だけ確認させてください。
1:43:40	フジワラからも確認がありました。
1:43:43	ご退席の話なんですけども、51 ページなんですけど。
1:43:53	これって結局その

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:55	先ほどの議論で大体なんか様相わかったんですけど。
1:44:00	コールドトラップ、
1:44:03	については、ある程度、いろんな大きさのやつが、
1:44:07	細かく見ていけばあると思うんですけども。
1:44:11	その最大の堆積を
1:44:14	も聞いて、プラス 60cm ですか。
1:44:18	した上で、ある程度企画統一化した上での値として体積を想定しているという理解で
1:44:28	先ほどの説明はよかったですか。
1:44:32	日本原燃坂本でございます。その通りでございますけど、一番大きいものをベースに光沢あってさっきコールドトラップ代表算出して、それが全部包含するという事も確認しておりますのでそれも含めた
1:44:47	説明を撤回いたします。以上です。それとカワラサキです。わかりました。あと説明の追加はフジワラ書いた通り、追加していただければと思います。私からの確認は以上です。
1:44:59	はい。続いて
1:45:02	私からしたいと思います。
1:45:08	3 ページ目通しの 3 ページ目をお開きください。
1:45:12	ちょっとその記載ぶりの話になってくると思うんですけども、3 ページ目の一等 2.2 の
1:45:20	仮称の
1:45:24	一番最後の上記のうちというような文章なんですけれども、ここに関しては文章の章を見ると、
1:45:37	初めは料金のうち、今回の申請で既認可から変更が生じるものはっていうふう
1:45:44	委員長最後のところではこれ以外については、
1:45:47	当金庫から使用する材料に変更はないという感じで何か最後は何か材料の話に関わってる感じになってるんですけども、ちょっとこの辺は何かその他の例えば閉じ込めとかのほうの資料を見ると、これら以外については、容器及び設計に変更はないかね今回の申請において変更がないというふうな感じで。
1:46:06	まとめてはどうかと思うんですけども、この辺何回かこうでしょうか。
1:46:12	日本原電、坂本でございます。相当売りでちょっと整合があった年代難燃材料の使用だったんで、こういった記載にするとところがあって、鉄塔を囲う成功が開かれてないので修正いたしますはい職種はちょっとお願いします。あと、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:29	ちょっと中身に入りますけれども、一応この上記のうちというのは文章で変更が生じるものは - 1 から 6 っていう、うち新規に設置する
1:46:40	何々インタロックですということが書いてあるんですけれども、例えば の火災防護間 で見なければその片方はとかも今回新たに設置するものもあると思いますし、また、 とかのインターロックも変更とかしてるものとかも後ろの
1:46:58	別添 1 と管理等の退職してるんですけれども、この辺を待とうで含めてるっていうことなのかもしれないんですけれども、始めるところなんで。はいってもいいかなとは思ってますけれども、この辺いかがでしょうか。
1:47:14	原電サカモトでございます。当然求めず、具体的に記載するようにいたします。すみません。以上です。はい。
1:47:23	少し丸め過ぎかなと思ったのでしてきました津波にへと火災防護版なんですけれども、
1:47:31	これに関して、
1:47:34	添付 1 の中で、その火災防護版というのを見ると、特にその火災防護版というものが本添付 1 -
1:47:42	何か決めとして入ってないんですけれども、このなんていうのは、例えばいっす被水防護カバーとか竜巻防護版とかこの辺はこの個別の機器名が入ってるんですけれども、この中に火災防護版というものが入っていない。
1:47:58	理由というのは何かあるんでしょうか。
1:48:01	何かなんかに含まれてるっていうことなんですか。
1:48:05	日本原燃坂本でございます。それと火災防護版については、当第 4 回申請の際に火災防護設備として、やっぱり防護番地して記載しておりましたので、今回これ割愛してしまいましたが、ちょっと今回、こうトラックっていうのをやっぱ型につけるものも、
1:48:23	一つありますので、ちょっとそこがちゃんとわかるように、系統、
1:48:28	前回は閉という処理せないぞ。
1:48:32	火災防護場合 UEX の UF させてください。今回は均質ブレンディング設備の構造だけについて火災防護版なので、そういったことを分割してちょっと追加して海盆ば汚染定置ちょっと追加するような形で見直しいたします。以上です。
1:48:50	前に説明があったその網羅性の資料の中では火災防護版っていう名前がこの消防なんか出てくるのではちょっと抜けているのかなと思ったんですけど、ちょっとその辺の記載よろしく願います。
1:49:04	続いてですけれども、これ単に指摘だけです。22 ページです。
1:49:14	これコメントに近いんですけれども、20 ページ。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:17	2322 ページですね、これで下のところの でその青枠で示した箇所っていうふうに書いてあるんですけども、これは何か最終的に
1:49:30	多くっていうのは今回の変更した箇所として示しているということで可燃枠で示した箇所があるとか、いいような気がするので、ちょっとそこは単なるコメントです。
1:49:43	続いて 24 ページですけども、
1:49:47	2214 ページです。
1:49:53	これ前回は指摘したんですけども、24 ページの左のところ、(1)で2行目のところで十分程度で片側収束するためっていうお話があるんで、この辺ちょっと根拠というようなものを特定を補足説明の中に入れていただき、
1:50:11	はい、と思いますんでこの辺許可で示してる。
1:50:15	のであれば、例えば
1:50:21	27 ページとかで許可ではこういうふうに書いてませんというに中級みたいなことで書いてあるので。同じように、開けるのであれば書いていただければと思います。
1:50:30	変化でしょうか。
1:50:33	原燃、坂本でございます。すいません、許可に°海底にいる内容でございますので、直径となぜちゃったっていう話とかでこうしていなかったというのも含めて、
1:50:45	ぜひそれをいたします。はい、お願いします。
1:50:49	あと、25 ページですけども、
1:50:56	これちょっと記載間違いだと思うんですけども、この設工認申請書の文章を見ると、1行目の盤内冷却機能への影響、盤内冷却機能への影響交付っていうふうに書いてあって、右の補足説明資料の下のところの見直しと、
1:51:13	UF を内包する配管に対する公表という感じでその考慮する対象が違うんですけども正しくはその揚力シフト内包する配管に対する考慮ということだと思うんですけども、いかがでしょうか。
1:51:30	盤内冷却機能への影響と言うよりも、配管への考慮
1:51:35	うん。
1:51:38	4 ページに参考でございます。ちょっと設工認書き方が良くないところあるので、はい。
1:51:45	目的は床でございます配管に対して考慮してやることだって、それをやった上で東播雷撃の考慮してこういった対応をしますということなので、まずは目的をしっかりと書く上で、この陸の話を書くように見直すようにいたします。以上です。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:02	はい。あとこの団地盤ないっていうふうに書いてあるんですけどもこれも何かただ地区は計装盤とか電気計装盤とか何か
1:52:12	単に盤ないってということじゃなくて電気計装盤とか何かそういうふうな感じで書いていただいたほうが何か具体性があると思うんですけども、その辺いかがですか。
1:52:25	コサクです。すみません。先ほどの話なんですけど、図で言うところのもとの目的は上のDF 配管に熱影響が出ないようにということで、この間に拒ん設けるということで、その際に、
1:52:43	下の部分、盤の冷却ができないと困るので、バンツと防護版の間は 300mmあけますと、
1:52:54	いうことを言われているんですよ。
1:52:58	おっしゃる通りでございます。
1:53:00	はい、規制庁コサクです。そういったところを丁寧に書けばいいんだと思いますのでよろしくお願いします。その上で先ほどのあの盤内で冷却機能なんですけど、確かに頼んで、
1:53:11	非常用 6 文字の単語がよくわからないってことなんですけど、何々盤とかっていうのと言ってもこれ結局いくつかの盤ばってあれなんで、却って何かなんていうと盤内に設置している点計装品等の
1:53:28	から発熱する熱をちゃんと 2 月ってということですよ。
1:53:35	通りでございますが、何かよくわからないような記載になっているので、具体的に書いた上で、見直しいたします。
1:53:42	はい、そういった具体性を持って書けばいいかなっていうのでよろしく申し上げます。
1:53:47	ポアソンあそこでもよろしいですか双方向で結構です。
1:53:55	前面のほうがよろしければ続けたいと思います。
1:53:59	27 ページ目ですけれども、これもう最後ですけれども、27 ページ目で議長本文のほうで、(2) 番のところですが、本文のほうでは、その耐火シール、防火扉、シャッター防火シャッターを含むというふうに書いてあって、
1:54:17	上段の右側っちゅう連中を見ると、この防火どう防火シャッター等含めて感じで、
1:54:25	予後が違ってるんですけどもこれ同じ G 申請書本文結婚し、
1:54:31	申請書の記載に合わせた書き方ターンの方がいいと思うんですけど、いかがでしょうか。
1:54:39	それから 4000 人月でございます。合わせます。
1:54:43	修正いたします。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:45	はい。
1:54:48	委員長はこの次はコメントですけれども、特に直す直さないんですけども、31ページ目のところで、当等価時間等を火災荷重の組織がそれぞれ書いてあって設定資金の流れからいくとその火災荷重のほう为上でとか、等価時間が下に来るのかなと思ったのでこれはコメントです。はい。
1:55:13	で、あとは、
1:55:15	次の確認なんですけど 37 ページ目ですけれども、
1:55:19	この概要図が書いてあって、右下のところに言葉の文章が書いてあるんですけども、対象物との距離を 13m & C って書いてあるんですけど、これ 13m っていうのは正しいんですかなんかちょっと距離があり過ぎかなっていう気がするんですけども、
1:55:36	13m は正しいですか。
1:55:40	上から来本件サカモトでございます。こちらの消防の要求ではこの感知器要件として小さめ体内とありますので、それを満足するものとすると実際はそんな距離でございます。以上です。わかりました。確認です。
1:55:55	続いて 38 ページ目で、
1:56:01	これ
1:56:03	あ、すみません、37 ページ目を見ると、この感知器を 2 個設置っていうふうに右下に書いてあって、実際この 2318 ページのところの感知器はそれぞれの均質槽に対していくこととしたといけないので何か。
1:56:21	青と緑が逆に低く、逆になってるんですか。すみません、ちょっと非公開ですので、はい。
1:56:30	この辺は、
1:56:33	いかがでしょう。やってサカモトでございます。すみません、最後少し修正した部分が直っておりませんでした。申し訳ありません。いやのてっ逆になっております。修正いたします。以上です。
1:56:47	頭の発言かしゃべって
1:56:50	規制庁川崎です。現年今の発言の中で非公開情報が含まれたカードっていたかどうかだけちょっと明示的に発言をお願いします。
1:57:03	よける頑健サカモトでございます。感知器の配置に関しては別途君長でございませので、設備の具体的な配置が日々なりますが、今回あの発言は機微当たりません。以上です。委員長カワラサキありがとうございます。はい。
1:57:21	それでは最後ですけれども、48 ページ目でちょっと確認です。
1:57:30	これで昇降までの流れが書いてあるんですけども、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:38	左から三つ目の四角で入手者がいないことの確認というのが終わりにして、これからこの段階であって、その成長。
1:57:47	歩数前Aという考え方もあるかなと思ったんですけども、ここに入れた
1:57:55	退避警報を開始して最後に入手者がいないことを確認して設置をするということもちょっと考えたんですけども、この考え方について教えていただけますでしょうか。
1:58:09	日本原燃坂本でございます。実態としてはこういった事故が起きた時火災が起きたときは、避難誘導班という組織のそういう組織の範囲が現場で退社まで起こっているかと思ってないからそういった低下確認を
1:58:24	痛い経費は
1:58:26	ハロンの消火のタイミングでそういった、その左同伴等々を確認した結果を本当に避難していないかというその班に確認に行くのが、このタイミングというところで、ここにある消火による消火失敗者という地点で
1:58:46	結果確認自体は海岬とか避難の確認した用地としては進んでいるんですけど、それが終わったかどうかの確認を経等操作を実施する場合に行うという意味でここに入れているというところでございます。
1:59:00	避難警報開始っていうのは、この後になるわけですか。
1:59:06	何か確認した後に避難警報開始っていうふうな資格があるんですけども、
1:59:12	また退避警報化傾向。
1:59:17	日本原燃坂本でございます。こちら消防法の要求のほうで、このシステム自体も組み込まれておまして、そのボタン押すと、その自治会等消防法上でも体系を出すことという要求がございましてタイマーの波を持たせることと、
1:59:36	というのがございますので、それに沿ったシステムでこれが一連の流れっていくという形でブラケット相対変形をが連動してなるというものでも、このシステム自体がその消防法の認定を受けたその制御盤操作箱になってオリンパス
1:59:54	実態としては財政イライトは引き戸意思確認を終わらせておくっていうところでございます。
2:00:06	はい、わかりました。
2:00:10	少し今の添付表食うできますでしょうか。記載のほう、
2:00:16	日本原電さん顔とございます。ちょっと消防法の要求を含めてちょっと記載いたします。以上です。
2:00:22	はい。
2:00:23	お願いします。と火災に関しては私からは以上ですけども、規制庁側から他ありませんでしょうか。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:00:32	コサクです。今確認あったところでちょっと念のためなんですけど、入試数社がないことの確認というのは並行してやってるっていうのは、切り換えてですね、この前に
2:00:48	その前のページにある八ロン消火での手順が進んでいって退避放送なんかも実施しているので、その状況として確認作業が進んでいると。
2:01:05	それに並行して失敗し、
2:01:09	たときに備えた動きというのがあってということかと思うんですけど、その繋がりもわかるようにしていただけるといいかなと思う。
2:01:21	るんですけど、今私がちょっと言った所八ロン消火が失敗したときに備えてなのか、失敗したことが、
2:01:33	わかってから動くのかとかっていうところのつなぎも含みなんですけど、とりあえず当然状況説明していただいていいですか。
2:01:44	日本原燃坂本でございますけ八ロン消火やる場合は、やっぱり作業二酸化炭素も次やるということも備えて、系統技術者がいないことの確認を並行して実施するということになりますので、その辺がこの八ロン消火の流れから次の2魚とかで、
2:02:00	この図の中も含めてちょっとわかるように、一連の流れをつなげて整理したいと思います。以上です。
2:02:09	規制庁コサクですよろしく願いしますって、その際ですね。そうサーバボックスの会場というのと、扉開放っていうのの間に入室者がいないことの確認が入るんですけど。
2:02:25	実際の時系列で本当にこうなるんですか。
2:02:33	日本原燃坂本でございます。
2:02:37	確認いたします。多分あの失敗したならば、実際等確認するのが優先ですので、
2:02:45	確認した上で、この表自体も整理して御説明いたします。
2:02:49	補足ですよろしく願いします。会場と解放てほぼ同時作業でいける話でわざわざワンクッション側溝そのタイミングで入れるっていうのはちょっと疑問だったので、よろしく願いします。
2:03:02	以上です。
2:03:04	はい、江藤ほか規制庁から質問ありますでしょうか。
2:03:13	はい。
2:03:19	休憩します。
2:03:22	規制庁圧雪えと開始から2時間経過したので、9県のほうはさみたいと思いますが、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:03:31	よろしいでしょうか。
2:03:33	開始が 50 名。
2:03:40	はい。
2:03:43	下位違う 50 分にしたいと思えますけれども、日本原燃、それでよろしいですか。
2:03:49	今現在、了解いたしました。はい。では 50 分間してよろしくお願ひします。それでは一旦録音を停止します。
0:00:00	はい。規制庁オオハシです。それではヒアリングのほうを、
0:00:04	続けたいと思えます。例えば火災の方が終わりましたので、
0:00:09	次は放射線管理施設に係る説明だと思えます。日本原燃説明のほうよろしくお願ひします。
0:00:19	4 電サカモトでございます。そういった情報しく個別 39 ば汚染管理に関わる資料等タッチ
0:00:26	3 ページ目、これください。
0:00:31	今回第 5 回申請で、まず、真ん中の青字の第 1 項第 1 報に関わる施設が背景をモニターがあります。ただ IPO モニターについては、認可からシヨウ構造構台ため、今回は変更を行わないということでございます。
0:00:48	人の下の 2、3 日以降第 3 号の要求にかかわらずということで、当 HFC センターが該当します。抽選左右議論はかるものじゃないんですけども、UF6 に付随して発生すれチーフこの濃度を測定する設備ってこれに該当するという整理をしております。
0:01:11	セックについては kJ / ページお開きください。
0:01:16	現 5 ページに HL センサ設置概要決定おりまして、第 1 種管理区域の各種の入口付近、あとは右の均質槽、これからこの近傍に設置すると、あとは第二種管理区域室の入口付近
0:01:33	ここに Hm センサを設置して
0:01:37	漏えいの検知を行えるような設計にするということとしております。
0:01:42	御説明は以上でございます。
0:01:46	はい、ありがとうございます。ただいまの説明に関して規制庁から質問をお願ひします。
0:01:57	規制庁オオハシですけれども、
0:02:00	2 点ほど確認させてください。15 ページですけれども、
0:02:09	こちらの 3.1 に設置する。
0:02:14	課長を記載されていますけれども、これを見ると、3 行目ぐらいにウラン貯蔵庫理由欄ちょうどこの停止中入口付近に不備が書いてありまして、一応

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:29	次の 16 ページ目を見ると、他に
0:02:34	金融願書動向室内入口付近というふうに暮れてことでCウラン貯蔵し、
0:02:40	Cウラン貯蔵庫室の入口という言葉も、文章になく書いてあるんですけども、これは文書のほうが、そのうちウラン貯蔵庫のほうは記載が抜けてるという理解でしょうか。それとも他に何か理由があるんでしょうか。
0:03:03	日本原燃す。
0:03:06	サカモトでございます。フォン弁の方なんです、鉄塔のみウラン貯蔵廃棄物こういふことで、当建屋としては、ウラン貯蔵、廃棄物庫でその部屋の中にあるのが、
0:03:22	先ほど次のページでございます。
0:03:27	B Bカスケード室!Cウラン貯蔵室多ございます。ちょっとこの関係がわかりづらいので、ちょっと別途わかるような形でということを追加したいと思います。以上です。
0:03:41	そうですね、半年ほど高でいただければと思います。
0:03:50	あと、
0:03:51	15 ページ目の右の補足説明の欄の
0:03:58	この設計方針というのが表の中で書いてあるんですけども、設置方針ですね。それでコードコールドトラップ近傍というふうに書いてあるんですけども、近傍ということですけども、これがカバーに設置するという理解でいいですか。
0:04:17	4 ページでサカモトでございます建設等に空っぽかばんございますので防火カバーの中の一部を測定するという形で設置いたします。以上です。
0:04:29	構わないということも重要な話かなと思うんですけども、その辺追記すること。
0:04:34	てることはいかがでしょうか。
0:04:40	4 ページでございます。明確にいたします。はい。
0:04:46	はい。私からは質問以上です。それとほか規制庁から質問ありますでしょうか。
0:04:54	規制庁川崎です。はいどうぞ。さっき
0:04:58	それから、
0:04:59	一点あの席ではなくてコメント程度の話だ。
0:05:05	ページ目のところで今日、先ほども説明がありましたようにポンプのところですけど、トイレ行って検査の話が書かれていて、ここの場所をざっと読むと
0:05:18	第 1 項第 3 号に係る設備は、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:21	点々で計測する設備ではないかっていうふうにすると書かれるとちょっと何か違和感ばって先ほどご説明あったように、直接計測する設備ではないかっていうぐらいの方が
0:05:37	次、F精査がどういった
0:05:39	東海と
0:05:41	つまり、
0:05:43	いただければと思います。
0:05:46	4ページねサカモトでございます。おっしゃる通りでございますちょっとこれに該当しないように読めてしまうので、あくまで放射性物質を直接測定するものではないというところだけですので、主文いたします。
0:06:00	それからですよろしく申し上げます。私から以上、
0:06:06	規制庁川崎です。
0:06:09	16ページのところで、
0:06:12	さっき言った話の面のための確認なんですけども。
0:06:16	網羅性の資料のところでもリート2Cは、今回、
0:06:21	設置しませんと。
0:06:23	っていったところで、
0:06:25	それが該当してるのがこの概略図でいうと破線になっているところと、
0:06:32	ということで1回は、
0:06:35	したんですけど。
0:06:36	ただ一方で、何かあれなんですよね。ものとして、
0:06:43	工事終わった浸水しなければならない理由があるから、まとめて工事しないのか、それとも何か2B2Cが、
0:06:52	できるまでは、実質的に要らないっていうのはわかるんですけど、何か
0:06:59	今回まとめて申請しない理由っていうのはありますか。
0:07:13	日本原電フチノです。今の御質問の回答ですけれども、まずは当社の考えとして、今生産を軽視しているPaの前半部分のカスケードの生産を
0:07:30	追加安全対策等を進めておいてまず生産お返ししたいということで、まずステップとしては追加安全対策は2aの前半カスケードの生産再開に必要な追加安全対策を進めて終わらせると、そのあと、
0:07:46	経済遠心機の更新にあわせてその運転に必要な追加安全対策を前段階的にやっていくという計画をしておりますので、そのベースに則った工事の進め方になります。説明以上です。
0:08:01	社長カワラサキだからあくまでそういう
0:08:05	2B2Cはセットでやったほうがいいだろうという思想なんだと理解。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:11	しました。
0:08:13	はい。
0:08:18	審査としては多分機能として、ある種、
0:08:23	その本来の完成系から一部、
0:08:27	検出器なり何なりが欠けていることになるので、その部分があった問題になるかっていう確認が必要があるんですけど今回の件でいうと、十分そのミリと実施がそもそも、
0:08:42	ウラン、
0:08:43	の流れとしても隔離されているものだし、東北もケーブル後、合わせているところも単純にその盤につなぐ繋がらないところでそもそもものがなければ、意義はされているということなのでいいとは思いますが。
0:09:00	なので、さっき言ったように、対象設備としてきちんと併記されてるんだよっていう話を網羅性の中で、
0:09:07	していただければと思います。私からは以上です。
0:09:15	はい、江藤ほか規制庁から質問等ありますでしょうか。
0:09:24	はい。
0:09:26	それでは続きまして、
0:09:29	警報設備に関して、説明のほうをお願いします。
0:09:36	日本原電の坂本でございます。次で農地個別 44 傾向説明を説明書でございます。
0:09:43	ポンツいっぱい対象になる。
0:09:49	インタロック反省も含めて申請の対象になるものを 18 ページ以降、別紙 1。
0:09:56	の方で
0:09:59	一覧表、図もあわせて、どういったインターロックでそれが今回変更あるのかどうかというところを 1 コサクとして整理してございます。
0:10:09	経営トップの説明においては、今回変更があるものだけを説明いたしますと、
0:10:17	10 ページ。
0:10:20	Value5%でございます。
0:10:24	当減圧槽故障による均質槽加熱停止のインターロックということで、金総なぜか待機 1 月以上最悪テーマでこの圧力を下げる場合の減圧等を使うというところで啓発を設置しておりますが、このペン圧等が故障した場合、
0:10:40	日程等、
0:10:42	研創の加熱を停止するインターロック、それが 番、インターロックになってましてこれがやっぱ既設ではもともと設置は知りたいんですけど、チェックポイント

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ト市は申請していませんでしたので新規申請として今回変更があるものとして申請するものでございます。
0:10:59	今回変更あるのは、
0:11:04	22 ページおいでください。
0:11:08	以上、2 ページの ばピンそうそうない圧力異常高により運転停止のインターロック的ということで、こちらセットしたけども新規にし合ったり申請することでございます。
0:11:21	こちら均質槽の裏表の図のほうを見ていただければ動く中間製品容器の中に入っていて、気相部の圧力計がついてる雰囲気のところは、通常時は売らない状態です。ニセコの間製品容器や配管から
0:11:37	10 ページ四、五千ページ 20 ページの 番でございます。
0:11:45	失礼いたします。
0:11:47	1 ページの左上の ば結構フィン層内圧力異常高による運転した 6。
0:11:54	これが今回で当審議申請っていうものでございまして、この均質槽の中の圧力を通常時は空気地下製品容器との中でありました。この中で売られていると。
0:12:07	この圧力で設定しているところが通常時空気というところここなったら、聴か製品容器からから欄が漏れた場合には、この圧力で検出して、通常時使ってる圧力で高い圧力になれば、このきかせ均質槽の加熱を停止すると、あと移送弁すべてISO、
0:12:25	決起に移行させるというのがこのインターバルでございます。
0:12:31	決定と新規の 番にもよくあり装置の 2 台停止の加熱停止インターロックということで、施設等とか構造サンプル高額とこれは常に復唱配置措置、これで大分発揮しておりますけども、
0:12:47	この局所排気装置が見たいと思ってしまった場合、その場合は、サンプル後期そっちも品質をもう加熱を停止するという場で加熱を停止するというインターロック。
0:12:59	その下の 番、回収側層理圧力 1 重畳生じる化石想定新価格これは第 4 回で同様の機能改修でしインタロックを申請しておりますので、それと同じでございます。
0:13:13	じゃあ等は機能変更ということで、結構、21 ページの 番。
0:13:20	系統。
0:13:23	これで読む一対一フローどこによりUF6 漏えい 5 ヶ月ぼし拡大防止インターロックでございます。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:30	こちら深地層から入って局所排風機で外に排気される空気をモニターで常に検知いたしますか、測定いたしますこのモニターでペイ等いわゆる6の漏えいを検知した場合に、
0:13:47	近接等のフィリピン定め入口出口入口と出口の弁を閉めるとともに、段波の排気ダンパーを閉めて系統第2グラウンド閉じ込めるといことで、旧来は外に排気していたものをやっぱり閉じ込め設計にするといことで、先ほどもコメントいただきますので、
0:14:04	これがYがどうで今回どう変わるかどこがどう動くのかといところをもう少しわかるような形で
0:14:13	資料5として追加したいと思います。
0:14:18	その結果、系統、
0:14:21	その21ページの3の地震から6につきましてはこれは第4回で申請した時の結構ございません。
0:14:32	以下24ページ以降につきましては、実施これも地震軽くなどで新規なんですけれども代表かわらないとい、それ以外の機能につきましては、筆記施設認可から機能変更ござい至るわけでは変更ございませので説明は割愛いたします。
0:14:50	後24ページ以降に設定の根拠も説明を載せておきます。
0:14:57	御説明/以上でございます。
0:15:05	はい、説明ありがとうございます。ただいまの説明に関して規制庁から質問の方をお願いします。
0:15:12	はい。
0:15:20	はい。
0:15:24	規制庁川崎です。ちょっと細かいところで確認させてください。
0:15:31	大部分のところはもう第4回で確認されていると思っはいるんで、その通りの説明になってるなとか、そういうふうに見ていましたが、
0:15:41	表のところの読み方だけちょっと確認なんですけど。
0:15:46	24ページのところ、
0:15:49	別紙2なんですけど。
0:15:51	これで今回変更があるところを見ていくと。
0:15:57	例えば、
0:16:00	あと 番とか、
0:16:02	あるんですけど。
0:16:04	このところで、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:07	中身が変更ありとなっていてPARになってるところっていうのは、その場になっているところっていうのはどういう説明になるのかっていうのちょっと教えていただけないでしょうか。
0:16:19	日本原燃坂本でございます。この人を局所排風機に会計新株停止インターロックというのは、当局所排風機が2台、
0:16:29	定期性決まったと。そうした場合に、加熱中の禁忌集うレート小分け装置サブプロセスそれが加熱が困るというもので、ちょっと具体的なその傾向の数値設定値を持っていない機器でございますので、バーにしているということ。
0:16:46	ちょっとここ注釈もなくいきなり/d変更有りと書いているので、これとこれが何なのかという説明が不足しているので、ちょっと明確化いたします。
0:16:56	以上です。
0:16:58	規制庁川崎です。ありがとうございます。確かにその第4回でも何か言ったようなことをお話しされていたっていう記憶は今よみがえってきましたので、
0:17:09	わかりやすくしていただくようお願いします。
0:17:12	そのほか、
0:17:15	特にコサクです。はい。チェックに今の設定値がないと言いましたけど、計測器としてはあんな何で計測してるんですかね。
0:17:33	いろいろ検査工程ございます。これ機器の停止信号を計装用で
0:17:40	信号を送ると。
0:17:43	表紙をしっかりとコサクです。低信号って何で出てくるんですよね。
0:17:48	ちょっと今確認します。
0:18:33	日本原燃の淵野です。
0:18:36	まず局所排風機2台停止っていう提出形態の信号は
0:18:44	排風機に電源を供給してる絵と電源側の信号が断たれると、2台が停止しましたって言う検知になるというのと、破綻と、あとは運転員が誤操作して2台停止という決心が二つ成立したりとか、
0:19:01	マーケットが幾つかありますけれどもどういう原因でどういう係争がないしは電気側からの信号が入って2台停止というのを検知するかというシステムはありますので、
0:19:16	そこをちょっとどう書くかってのは、
0:19:19	原子炉のほうもちょっと見てみないとわかりませんが、そういったことはちょっとわかるように、こういう信号系千種ときに、2台停止しますを検知しますというのがわかるようにちょっとふう記載のほうは考えるようにいたします。以上です。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:36	はい、古作ですのでよろしくお願ひします。の場合だとロジック図なんかをつけてですね、あの手動停止ボタンでそのまま発信する場合もあれば救われたように、電源関係のところて電圧を検知して砂糖する。
0:19:54	進行が発生するという場合とかっていうのでロジックで見れるようになっていると思いますので、この表だと低信号とかって、過去秋なり何なりて書いて注釈で飛ばしてそういうロジックを見せるということかもしれませんが。
0:20:12	何らかわかるようにできるかなと思いますのでよろしくお願ひします。
0:20:21	了解いたしました。
0:20:29	結局オオハシです。
0:20:32	それでちょっと私から幾つか質問をしたいと思ひます。
0:20:36	5 ページ目ですけれども、
0:20:42	このページ目の、例えば 89 番とこの均質槽内圧力計とか、
0:20:50	12 ページとかの 133 番の減圧槽内圧力計とかこの辺、5 ページ目の 89 番見てもらえればと思ひますけれども、この辺に関して右で改造としてなんて言っ て右のところて新たに
0:21:05	無形対象となるその来て の設備っていうふうて変わっちゃうんですけど、施設の機能かて書いてあって、これはどういふ改造を行つた。
0:21:17	ですから、この辺の圧力計っていうのは、ちょっとその辺は何を教へていただければと思ひますけれども。
0:21:29	何か
0:21:31	インターロックのほう、
0:21:34	と関係してるといふことですか。
0:21:37	今現在、先ほどてござひます。この変更区分といふのが今は新設新しくつけば新設適切からも、全く何も申請も買わない施設て鉄塔改造の三つてござひます。
0:21:53	改造は必要表て変わつたり、もしくは今までしようよ既設ではあつたんですけども、新たに仕様表て追加して申請されるされも減つう改造といふ区分に今は入れて整備しているといふところてござひます。
0:22:11	既設から新規て申請したものは、新設の位置付けではなくて、改造といふことて、ここに書いてとおっしゃつた通り、非常にわかりづらひので、この辺をわざわざ、実際のものだつたり何か改造するといふことてなつて今回登録したので、改造、
0:22:31	ふうなことで書いてあるといふことで理解していいですか。
0:22:36	その通り 4 件ですか昔その通りてござひます。
0:22:41	はい。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:47	続いてたと 12 ページにですけれども、
0:22:58	ちょっと
0:22:59	火災のところでは話も少しあった気がするんですけど、このETFセンサーとかに関しては下の自動消火設備とか、
0:23:10	もそうですけれども、何か右の備考欄、18 条の第 1 号に関しても含めて書いてあってその説明を見ると速やかに警報それを警報する設備ではないことから対象外計画に書いてあるんですけど、
0:23:26	これは、
0:23:28	確かにさっきの話だとBeyond精査とかに関しては、ちょっと少し
0:23:34	反応度が遅いみたいな話がありましたけれども、半部速やかに警報設備でないから対象外とするというその理由が少しわからないんですけど、ちょっと御説明いただけますか。
0:23:50	40 年サカモトでございます。それまでの隅やっぱり警報作するというのが、
0:23:56	ちょっと不適切な記載で公債ますので。
0:24:02	見直しますで、系統、
0:24:06	18 条の警報の条文鉄筋条文では、この本社の物質のロード関係については事業第 1 項の保守性物質の濃度開始リスク上昇したときの警報が対象になっております定置長大一行でいいますと、
0:24:23	放射性物質の廃棄孔またはこれに近接する箇所の鉄塔いておりますので、背弧背景をモニター建屋のスタックの放出学校の傾向に該当するということで振っ決着センサーについては提案ないの。
0:24:39	機器のものということで長計終わっ機能は設けているんですけど、この
0:24:45	警報に
0:24:47	機能を設けて放管設備として登録するんですけど、この 10 波長の健康に直接該当するものではないという設計外しております。あと温度センサーにつきましては、来系統、こちらもええと火災の方の条文上へ警報設備を設置することと、
0:25:03	いうことを第 11 条のほうで求めておりますので、こちらの警報設備として適用させた上で、所 10 月情報では該当しないと整理しております。以上です。
0:25:20	わかりました。ちょっと今の点からいっていただければと思いますので、表現を見直す一つよろしく願います。
0:25:31	続いてですけれども、これは、
0:25:36	確認だけなんですけども、この 15 ページのところ、
0:25:46	15 ページの 3 ポツのところの 2 行目に 10 図の 1 - 1 - 1 から 10 - 1 - 2 - 33 を示すとか出て受賞者ゼロ番号が出てきてないんですけど、これは、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:04	18 ページ以降の各ずっとがこれ図は目次で入るということですか。
0:26:17	日本原電サポートでございます。すいません設工認のほうでは、この図 から 33 の細かいIP提携とかペットつがいろいろついております。
0:26:33	ちょっと今回この来月で今回も踏まえての体力という形で整理しておりますが、ちょっと概略の中でもこの設工認のさっき言っております図の 1 - 33 までの関係がちょっと今は見つけなければわからないので、
0:26:50	この中にこの鉄工 2 の図 1 から図 33 のどれに該当するものかというのをちょっとひもづけを入れてわかるように見直させていただきます所です。
0:27:03	うん。
0:27:06	ちょっとこれ続いては確認ですけども、
0:27:11	うん。
0:27:21	この 15 ページ目の 3 ポツの(1)の
0:27:30	道路の
0:27:32	そうですね。
0:27:39	またの文章です。
0:27:43	すいません。
0:27:45	この(1)の下に二つポツがあって、一つ目のポツのところですけども、
0:27:52	ちょっと
0:27:54	名は、
0:27:55	これにくいかもしれないですけども、
0:27:59	1 行目の最後で、その圧力または温度が上昇した場合は、
0:28:05	UF を売却未満で取り扱う場合において、対客声な範囲でっていうことで
0:28:16	これは温度の話が書いてなくて、次の 2 号均質槽で中間製品容器内のUFチェックすべきかを行う場合においては、管理圧力また且つ管理温度を超えない範囲で警報させるっていうことで書いてあって、
0:28:31	で、
0:28:32	多分圧力管理や管理温度を超えない。
0:28:37	班員ってというのは多分初めの旧エフテックスターティアツツミまで取り扱う場合のところにも関わる気がするんですけども、そういう理解でいいですか、ちょっと
0:28:47	少し私の説明わかりにくかったかもしれないですけども、
0:28:52	日本原燃坂本でございます。理解でございまして少し表現がわかりづらかったので、
0:29:00	はい。
0:29:03	そうですね。1、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:08	そうですね。二つの場合が書いてあって、一つは待機圧力を超える範囲でって、もう一つが若干やってくれってことで管理温度が何か両方にかかるというふうにちょっと読めなくはないんですけど、何か読めない。
0:29:21	様にも読めるので、ちょっと少し整理して海脚がいいかなというコメントです。はい。
0:29:30	サカモトでありますし、箇条書きにするとか、その中に入れといた方見直します。以上です。
0:29:37	はい。
0:29:38	あとさっき説明があったことをもって確認なんですけど、25 ページ目のところとかで、
0:29:46	変更あり、変更ありって書いてあって、
0:29:51	確保し、
0:29:52	新規申請っていうふうに書いてあるんですけども、
0:29:57	さっきの説明だと
0:30:00	前からあるものを登録したってというのがほとんどを持った気がするんですけども、この 番の
0:30:08	そっか。
0:30:23	うーん。
0:30:31	ちなみに
0:30:34	21 ページ目の工業丸競馬の防護業務に対してクーポン労働法によるインターロックってというのは、
0:30:43	この 25 ページのほうを見ると、
0:30:46	同じく 番の安いと変更なしになってるんですけども、これはすみません、今、
0:30:53	これ成功してることいいですかね。
0:31:00	余計ねサカモトでございます。この子店を一對一フロート報の決着モニターで検知する赤い伝えは変更はないというものって、ダンパーの開閉。
0:31:14	Pの影のほうが変わるということで設定の説明の中ではちょっと変更なしという記載になってますか。
0:31:23	わかりました。
0:31:25	はい、確認だけです。
0:31:31	はい。私からは、この資料は以上です。来とか他ありますでしょうか。
0:31:44	はい。よろしければ進めたいと思います。次は
0:31:51	状況私鉄
0:31:53	だと思います。日本原燃説明のほうをお願いします。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:59	日本原燃柴田です。それでは時個別 45、核燃料物質の貯蔵施設に関わる補足説明資料のほう説明させていただきます。
0:32:10	まずは通しページの 3 ページのほうをお開きください。
0:32:16	設工認申請書の核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書、この中で適合示しているのは、技術基準規則の第 16 条搬送設備等 17 条の貯蔵設備、これらへの適合の説明になっております。
0:32:33	このうち 17 条の貯蔵施設の要求事項なんですけども、本施設で取り扱うウランは未照射のウランになりますんで、各電力その他いびつ情報、これを行わせてみて、が設定していませんので、規制この世
0:32:49	経営事項には該当しません期間ということで 16 条の適合説明が主となっております。
0:32:56	今回第 5 回で搬送設備のクレーンと搬送台車そこを申請しておりますが、こちらの法令の要求事項も変わって変わっていませんので、県許可でも追加安全対策等を講じるとはしておりません。
0:33:11	ので平均以下から適合性に関わる変更申請は、今回ありません。
0:33:17	その結果、3 日での設計内容のほうなんですけれども、米と通しページで 18 ページのほうをお開きください。
0:33:28	18 ページに平均化での設計の内容のほうを記載しております。
0:33:34	第 1 号の例搬送能力を有していることという項に対して、シリンダーだったりの決定つり上げる物質または搬送するもので、これに対してこれの計画荷重だったり最大積載荷重だったり、
0:33:51	芸ものを設けておりますので、そういう必要な能力を有しているということには変わりは線で 2 号に対する
0:33:59	適合性ですけれども、搬送中の動力が停止した場合ということで、ここの 18 ページに書いてある通りに、その状態でもシリンダーを保持するという機能が切り替わら設けないといまして、
0:34:15	今回それを変更するものではありません。
0:34:19	以上が本資料の説明となります。
0:34:25	説明ありがとうございます。ただいま説明に関して規制庁側から質問の方をお願いします。
0:34:36	規制庁のオオハシですけれども、1 点。
0:34:40	確認をしたんですけれども、ただいま 18 ページ目の説明。
0:34:47	16 ページ、18 ページ目の説明がありましたけれども、16 ページ目で見てください。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:05	第1号に関しては、その天井クレーンとか、そのシリンダ搬送台車シーンでは搬出という大台車に関して確認していけ第2号は天井クレーンに関して確認をしているということですけども、
0:35:22	10ページ目を見ると、一応
0:35:26	10ページの一番上のシリンダ搬入搬出に台車とか、シリンダA班総代者に関しては、その丸、第2項の丸になっておるんですけども、その辺は整合してるんでしょうか。
0:35:45	日本原燃柴田です。既認可の考え方からここで例をお示し方については整合しているものとしていまして、記載のほう、18ページのほうに具体的に搬送台車がどうだという記載はないですけども、
0:36:00	シリンダーの搬送台車はシリンダーを乗せた台車に乗せて搬送するという設備になっております。その通常時にへ搬送する能力を有しているので、その搬送する能力が損なわれたと専門はシリンダが鉄塔される落下したりと、
0:36:18	いったものではないことが真面目なので駅にかけては書いてないということになっております。
0:36:24	べき認可から定例俺の要求事項が核燃料物質を搬送する設備は次の事項というふうになっておりますので、搬送設備すべてに関わるものとして整理しております。以上です。
0:36:44	時3日においては、今言った点は、申請書には書いてあるということですか。
0:36:52	4原燃柴田です。申請書のほうではこら辺ノーベル賞については細かく言えば、記載していない状況になっております。
0:37:05	自明のことだから関係ないというあたり少しわからなかったんですけども、
0:37:13	今の話ですよ。規制庁のカワラサキです。そもそも多分2号の該当が動力、
0:37:21	の関係での
0:37:22	話がメイン。
0:37:24	のような気もするんですけど。
0:37:26	やっぱり日本
0:37:28	関係するんですたっけ台車ですか。
0:37:32	こちらの方ってどうなんですよ。
0:37:37	日本原燃柴田リース例えば天井クレーンレール場合効率等とかの巻き上げ巻き下げのことで、電力をしなかったときにそれも2がつり下げて起こらないようにとかっていうことがあると思います。
0:37:52	でも搬送台車で言えば、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:55	経営なんていうか整形方向の移動をですね、瓶でバッテリー駆動で動いているものになりますので、対象としなくてもいいかと言われれば、対象にしなくてもいいものではありますけれども、保守的に考えて今は
0:38:13	つけているといったものになります。
0:38:16	当規制とのカワラサキです。
0:38:19	回答としては二通りあって、まずはネット関係ないんですよというパターンでこれは金融機関とよく整合してると思いますし、いいと思います。
0:38:29	で、二つ目として、いや関係あるんですというパターンでこの場合は、明確化しないといけないわけですね、既認可で十分設計が語られていないということなので、ちょっと水平方向の動力喪失に対しても設計を
0:38:45	明確化していただく必要があるということで、
0:38:48	節後任として対応。
0:38:51	しなければならぬということなんです。
0:38:53	なので、ちょっとよくよくその部分を考えていただきたいと思います。
0:39:00	はい。
0:39:02	日本原燃柴田です。通さないでもう1回整理しますけれども、印可から説明しているのは天井クレーンのことに関するものしか説明しておりませんので一応方向性としては、来認可と同じく、搬送台車には2号、
0:39:18	の要求事項が適用されないという方向で考えたいと思います。以上です。
0:39:23	既設のカワラサキなのでそのなぜ妥当なのかというのを設定ヒアリングでは説明いただくようにお願いします。
0:39:30	うん。
0:39:35	規制庁フツ化カワラサキです。
0:39:40	もういいですか。はい。ちょっと
0:39:43	今、天井クレーンとかの話になっていたと思うんですけども。
0:39:49	今回
0:39:51	天井クレーン、
0:39:52	なんですけども、
0:39:55	何を一類の設計、
0:39:58	ていうのがあったと思いますので、そのときに割増係数は変わっているって言って設計上考慮すべき地震力が変わっているという理解で
0:40:11	ツガネっていうのをまず確認させてください。
0:40:16	日本原燃志和屋スペースその後理解で問題ありません。ペイそれに加えて、その一類の地震力

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:24	に加えて、落下しないようになってということで割増係数も変わっておりますので、耐震上の補強などを実施し、
0:40:33	これは石膏に施設の構造図のほうにも該当する箇所というものを示しておりますが、16条の4関わる部分の改造ではないのでこの資料からの説明は割愛しています。以上です。
0:40:48	規制庁川崎です。今おっしゃっていただいた耐震のほうでは、また説明しているよということでは理解してるんですけども、じゃ一方じゃ16条との関係はどうなってるのかというところでやや疑問があってというのは
0:41:03	結局そのポチする能力についての適合説明が
0:41:08	2項で求められているものなんですけど。
0:41:11	その時に耐震設計上の考慮っていうのは抜けないっていいのか、つまりその
0:41:18	当然その電力が喪失するというのが要因が何かまでは規定されていないんですけども。
0:41:23	結局その設計上の要件として、
0:41:28	第1類ということで、地震力を想定するということは当然そのときの保持っていう観点もないといけないと。
0:41:35	思いますので。
0:41:37	そこら辺の話。
0:41:40	もう16条場の適合説明として、
0:41:43	やっていただく必要があるような気がします、
0:41:47	何かありますか、今の点、
0:41:51	日本原燃柴田です。これ要求読んで、電源喪失によりという文書があったんでそこだけに着目して申請書的にも説明を書いていたというのが現状ですので、他市のほうで御説明しておりますけれども、
0:42:07	その内容を加えまして、通常時の経営全般。
0:42:12	てっ自身が起きても大丈夫だというような期待も加えておきたいと思います。以上です。
0:42:18	規制庁川崎です。もちろん説明の仕方としては、耐震側でそこら辺も含めて示してるよっていうパターンも多分あるとは思いますがそこは工夫していただければと思いますが、耐震側もそこまでクレーンに特化した説明が書いてあったような記憶もあんまりないので、
0:42:35	ちょっとそこは16条側で保持という観点を当然見えますと、とかですね、多分最新の関係だと、基本的には掃気が損壊しないとか、そういう体力が持ちますかっていう説明が主であって、その保持、保持する機能、
0:42:53	に関しての特化した説明っていうのはやっぱり16条側で、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:56	触れないといけないのかなと思いますので、コメントしました。
0:43:00	ということです
0:43:05	日本原燃例示です。了解しましたの
0:43:09	ホイストとかの点灯してそれがシリンダーの落下等に繋がらないという話も含めて記載のほう拡充させていただきます。以上です。
0:43:25	ほか規制庁から質問ありますでしょうか。
0:43:35	はい。よろしければ、最後廃棄施設に関して説明のほうにお願いします。
0:43:44	一般現年しバットレスそれでは濃縮個別 46、放射性廃棄物の廃棄施設に関わる補足説明資料のほうを説明させていただきます。まずは 3 ページのほうをお開きください。
0:44:00	3 ページの日報 になりますけれども、まず本施設で第 20 条、第 23 条に関わる設備としましては、気体廃棄気体液体固体廃棄物でこれを取り扱う設備となっております、
0:44:16	機体廃棄物の廃棄施設見に行っておきましては、第 4 回申請ですべて申請が終わっておりますので、残ってるのは、液体と答えになっております。
0:44:30	20 条と 23 条の説明になってますけども、23 条は気体廃棄物の廃棄設備に関わるものなので、今回としては、20 条の期待と答えに関わる説明となっております。
0:44:45	今回の申請でも結構内容のほうですけれども、通しの 14 ページのほうをお開きください。
0:44:59	14 ページの注 1 ということで、固体廃棄物となっております。金属胴遠心機、
0:45:07	の芸保管場所を移動します。もともとは最終的には使用済み新規保管建屋に移動する計画としていましたが、その頭数にその使用済み新規保管建屋がなかったので、一時的な結果に置き場所としてし、
0:45:25	ウラン貯蔵室単身ウラン貯蔵室に意見一時的な保管廃棄区画を設定しておりました。
0:45:32	で、今回は申し上げ名神保管建屋がある状態なので、適正な最初から計画していた場所に中国名刺交換建屋を移動するといったものになっております。
0:45:45	この移動先である使用済み遠心機保管建屋の保管廃棄確認は必要な容量があるといったものについては既認可で申請をさせていただいて認可を行っております。
0:45:57	またこの d 廃棄物なので、これは線源として見込んでおりまして、被ばく評価のほうではしてウラン貯蔵室にある状態プラス遠心機保管
0:46:10	とぴあこちらに移動した状態でダブルカウントみたいな状態で被ばく評価のほうを実施しております。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:17	その移動の移動の経営詳細についてか次のページの注6ページ。
0:46:28	ここにもともと仮置場所として一時的に設置していた/設定していたエリア、
0:46:36	左に書いております。このエリアを書いてここにおいてある遠心機を証明し保管室、こちらのほうに移動してもうCウラン貯蔵室には閉止意見を聞くことがないのでいらせておかけするといったものになります。
0:46:53	もう一つの変更点がすみませんもう一度14ページに戻っていただいて、
0:47:01	答え背景
0:47:03	物の廃棄設備の付着ウラン買収設備。
0:47:06	これの一部配管を撤去するという変更になります。
0:47:10	付着ウラン回収設備の用途ですけれども、或いはんとRHR系それぞれの新規については付着ウランを回収するための設備となっております。現在の作業状況として付着ウランの回収作業としては閉R1側、
0:47:28	こちらの回収が完了しておりますので、もう歩いというのを経営付着ウラン回収作業は必要ないと。
0:47:34	やったもので、その配管附属している配管も不要となりますので、こちらを撤去して、物理的にリリースするといった工事になっております。
0:47:44	瓶詳細のほうが、
0:47:47	通しページの18ページになっております。
0:47:53	上が変更前で下が変更後ということで、或いはとある五つに今繋がっている状態のものを歩いつばを撤去していく物理的に稟議すると。
0:48:04	そういったものになっております。
0:48:07	その他の事項については変更がなくて、その他の実行の設計というのが、
0:48:14	通しページで21ページをご覧ください。日ページ22ページに関わって書いておまして、
0:48:24	または、廃棄物の処理能力ということで、
0:48:29	バスまで24ページです。
0:48:35	24ページの下のほうに液体廃棄物の処理能力のほうを記載しております。
0:48:41	こちら脇に係る法令要求事項、及び許可での設計変更もありませんので、このまま適合していると。
0:48:49	次に、
0:48:51	25ページで、
0:48:54	液体廃棄物の区別して設置するっていうことですがけれども、こちらも通常の一般排水の系統とは区別して設置しているっていうのは気に関わりがありません。
0:49:08	次に単位

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:10	3号4号は液体廃棄物なので、第4回までで終わっております。
0:49:15	第5項、
0:49:17	口、
0:49:19	排水経路についてももうAs液体廃棄物の廃棄設備を既設から何かしら一部というものではございませんので、変わらず適合している状態となっております。
0:49:31	本資料の説明は以上になります。
0:49:37	はい、ありがとうございます。ただいまの説明に関して規制庁側から質問の方をお願いします。
0:49:50	ですから、規制庁のカワラサキです。ちょっと2点ほど確認させていただきたいんですけども、まず点目は
0:49:59	技術基準、技術基準との対応の表の話なんですけど、ページで言うと、9ページ。
0:50:11	で、ここで
0:50:14	ちょっと丸奇形の考え方をちょっと聞いておかないといけないなと思っていて、220番の番号の
0:50:21	排水配管があると思うんですけども。
0:50:24	そちらのところの系が
0:50:30	1号と2号があるところで、片方しか
0:50:35	がついてないと。
0:50:37	ということと、あとその上のほうにある人達設備たちは、
0:50:43	逆にその1号のほうに、
0:50:45	しかも丸がついてないということで、ちょっと今の既認可の説明。
0:50:51	を聞いても何かまいちどっちに該当しているのかよくわからなかったもので、この考え方を丸つけの考え方をちょっと教えていただけないでしょうか。
0:51:02	日本原燃柴田ですけ等220番のところはヘリが効くと機器をつなぐ配管になっておりますので、それ自体が処理能力を有しているとかというものではないので1号のほうは、つけなかったという整理。
0:51:19	で、2号については、そのPに一般排水とかをつなぐかつながないかというのは配管を通して行われることとなりますので、機器については2号の丸づけはなくてその配管に丸がついてということで、ヶ月
0:51:38	設置っていうのを示しているといったものになります。
0:51:43	規制庁川崎です。ありがとうございます。
0:51:46	ただ、一方でちょっと何か疑問なのはですね、
0:51:52	一応この配管が
0:51:56	廃棄施設として、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:58	1年、
0:51:59	連なって形になってるっていうのは気になってるってことでいいんですよね、まず、
0:52:06	うん。まとめてございます施設のカワラサキです。そうすると、じゃあ1号のところでの廃棄能力っていうのはどこに関わってくるのかっていう話で、何か切り分けられるのかなっていうのが、
0:52:19	ちょっとそもそも疑問なんですけど。
0:52:21	なんかそういうやっぱり分けられたほうがいいんだとかですね設計上やっぱりここで、
0:52:29	処理能力っていう意味ではここだけ見とけばいいんだとか何かそういう考えと違ってあたりしますか。
0:52:37	4原燃柴田リース処理能力があるかないかというだけで丸づけの区別を行ったものになります。ただ、言われてみるとですね、系統一体として液体廃棄物を処理するといったものになりますので、
0:52:52	機器だけでは処理できませんので、配管も1号のほうに丸つけて適合示すのが妥当であると考えます。以上です。
0:53:02	規制庁川崎です。ありがとうございます。私も確かにその議会の方が適合の説明という意味では、当然その配管だって流量なければ能力ないわけですから、当然設計上考慮には当たり前ですけども含まれているということだと理解しています。
0:53:18	ちょっとその上で、さっき2号については、
0:53:22	配管については区別してというところで、つなぐ配管なのでという御説明が、
0:53:28	ありましたが、
0:53:30	こちらですね系統として考えて系統ちゃんと分離してるんだよと区別してるんだよっていう
0:53:37	異なるだとしたら他のところも、そのラインナップのところでは計としてちゃんと区別してるよっていうのは言わなくていいのかっていうのもちょっとあわせて検討いただければと思います。
0:53:52	日本原燃柴田です了解しました。多分今の配管の方1号にもつけると今方向の方、拳手制させていただきましたので、機器のほうも同じく系統としてどう適合性を示していくんだという考えに基づきまして2号のほうも、
0:54:09	聞き機器の時墓石2号のほうもつけるといった方向で修正のほうさせていただきたいと思います。以上です。
0:54:18	規制庁川瀬です。よろしくお願いします。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:21	ちょっと今のは全般的に多分見たような丸つけの仕方をされてると思いますので、ほかの提示も含めて御確認いただければというところです。
0:54:31	続いてなんですけども。
0:54:34	これはちょっと嫌なの。
0:54:39	確認ではあるんですけども、11 ページ、どこでもいいんですけど、ページはです、ね、11 ページのところ、
0:54:49	3 確認してるところがあると思います。保管廃棄ですね。
0:54:54	で保管廃棄って、
0:54:56	3 確認してるってことは、すなわち許可整合という観点で、今回、
0:55:02	御説明されているということなんですけども。
0:55:05	換気施設の保管廃棄の
0:55:09	基準適合性についてはどういうふうにお考えですか。
0:55:16	延べね柴田です。このマークで示すというふうに技術基準規則等のその要求からの直接へ適合示すものではなくて、許可減ってる保管能力に対して、それが、
0:55:32	保管するに必要な計器面積だったり高さなんて待っいわゆる堆積みたいなもの持ってるよねといったものを示すものでしてありまして、今このようなマーク付け方の何というんです。以上です。
0:55:47	規制庁川崎です。おっしゃるようにこっちは基準がなぜか許可では、
0:55:52	容量について規定していて、技術基準になるとなぜかそこが保管廃棄除くとされているという箇所なんですよね。それ、今回は許可のとの対応できちっと容量も見ていきますよということは方針は今理解したんですけども。
0:56:11	続き続いて教員ノという意味で言うと聞いてんかのところの関係なんですけど。
0:56:18	既認可の部分では保管廃棄についてはどういうふう
0:56:22	記載されていたのかっていうのをちょっと教えていただければと思いますが、いかがですか。
0:56:29	4 名しまったりするときにカードですと、今回全部の保管廃棄区画にこの参画の記号振ってますけれども、そのときそのときの画面だ結果によって、指標を起こして申請するとかっていうような対応になっておりました。
0:56:46	ので駅認可で今回つけているような状況があるかといったら、あるものもあればないといった形で、ただ、その本保管能力を有していることっていうのは、終売検査米それぞれの寸法だったりっていうのを激励されて確認しておりますので、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:05	その時の記録からは昔の情報が引いているといった状況になっております。以上です。
0:57:11	規制庁川崎です。だから、今のところが何か時代によって違うっていうのは、まさしくその基準で明示されていないからこそ、何かこう、
0:57:21	きちんと明確に書いてみたり書かなかったりっていうことなんだと思うんですけど。
0:57:26	今回、
0:57:28	別途明確化も含めて設工認として、
0:57:31	一連やっていただいている中でなので。
0:57:36	ぜひ
0:57:38	今回改めて申請として既認可の記載がどういうふうになってるのかというのを今はその液体と気体と。
0:57:48	記載されていますけども、結構配布他の背景についてもどういうふうになってるのかというのをまずは。
0:57:56	添付していただいて、
0:57:59	現状ミス説明していただくとともに、
0:58:03	じゃあ、その上で、
0:58:06	これまでちょっとその記載の並びだのが取れてない部分についてどういうふうに明確化を図ってほしいのかっていったところも多分検討したほうがいいと、今の話を聞いてて思いましたので、ちょっとそちらのほうもあわせて、
0:58:20	検討結果もですね教えていただけないでしょうか。
0:58:26	日本原子バックですねそうしました。先ほど申し上げました通りに金かで使用許可がないものについてそのまま県以下でなしというのもあれなので、先ほど話した通りにその台紙お前計算でこういうふうな検査を受けていると。
0:58:41	やった経緯も踏まえて、全体的にちゃんと説明してというふうによこの保管廃棄能力のことを示すのが妥当であるかというのに議論するのに必要なものを調整しながら整理していきたいと思います。以上です。
0:58:58	規制庁川崎です。よろしくお願いします。
0:59:01	私からは以上です。
0:59:03	はい。規制庁オオハシですけども、その確認だけさせてください。
0:59:09	14 ページで、一応
0:59:16	その後段落目ですかね、一番最後、
0:59:23	付着ウラン回収設備の配管を撤去するというふうにあるんですけども、ちょっとこの鉄橋に関しては、添付 1 のリスト上どう現れてくるのかちょっと教えていただけますでしょうか。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:44	日本有名スパーカーです。ちょっと番号のほうを見ます。
0:59:49	どう配置やだって言ってるように、約 91 ページの
0:59:55	21 ページをお開きください。これの 284 番と 285 番。
1:00:02	これ関係で今回撤去する配管、
1:00:06	なっています。0 残っている配管の部分については今回示していない状況とな っております。以上です。
1:00:22	わかりました。
1:00:28	コサクです。ちょっとよくわからなかったのが今のところですけど。
1:00:34	この配管って言ってるのは、固体廃棄物の廃棄設備としてのものなんですか。
1:00:43	逆に縛ってその通りです。
1:00:47	それは何なんで答え廃棄物
1:00:51	の廃棄設備なんでしょうか。
1:00:56	ワカバヤシです。
1:00:58	既認可ではヘッド濃縮施設として申請していたんですが、新基準の事業許可 を踏まえたときに、
1:01:05	この付着ウラン回収設備っていうのが来遠心機についている付着ウランって いう固体の廃棄物計画のっていう答えの廃棄物からウランを回収施設で設備 ということで、
1:01:18	その時の折衝において濃縮施設から付帯廃棄物の廃棄設備に質疑変更する ことでそれはそのような許可を申請しております。
1:01:33	コサクですを終わりました。その上でなんですけど。
1:01:36	回収設備っていうのはもうなくなるんですか。
1:01:44	日本原燃若林です。
1:01:46	将来的に NaF というのも、しかも許可で記載しておりまして、1 工場は、先ほ ど 2 号側の解消は終えたときたいましたが、H5 番の改修を進めて得れば、
1:01:58	と付着ウランはい修正する必要がありますので、その際に適用すると、その旨 も許可に記載しております。
1:02:07	補足です。すいませんそもそも
1:02:10	この表は、第 5 回申請のものだけを書いているっていうことなので、撤去の部 分しか書いてないってことですかね。
1:02:22	助言をカバーしてはいその通りです。
1:02:27	コサクです。そうすると、
1:02:31	残ってるものっていうのは第何回申請だったんですか。
1:02:40	日本原燃若林です。残っているものについては、1 階から 5 階のほかに出す、 或いはの廃棄物化のほうで付着ウラン 設備の本体、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:50	それがピットに出す予定です。
1:02:58	規制庁憶測ですけど、
1:03:02	と。
1:03:05	そう。それをどこから
1:03:08	カスケードを順々に設置してそれに応じた、先ほどのインターロックなり何なりをつけていくというのは段階的に本来機能も追加をしていくということなので、
1:03:25	工事が分かれてるっていうのは理解できるんですけど、こっちの排気系の話はどう理解すればいいんですかね。
1:03:42	日本原燃若林です。少々お待ちください。
1:04:04	日本原燃の淵野です。この配管部分委員を
1:04:11	先々へ付着ウラン回収設備なり、或いはんの付着ウランの回収が終わった後に撤去ということもあるんですかというか、考え方としてはありますが、等を今回追加で対策等でやろうとしている遠隔消火設備の
1:04:29	と配管の渡りとか設計したときに、一部付着ウランでもう終わってるところはとらないといけないというところが出てきましたので、今回追加しておりますので、そこら辺は出て説明ができてませんので、
1:04:48	こういう目的で撤去しますというのを追加するようにいたします。説明以上です。
1:04:59	コサクです。起こりますよろしく願います。基本的には
1:05:07	ったんだらう。
1:05:10	今後回収処置をして廃棄していくとっていうのも一つの工事等考えてそれについては別途手続きをするので、それに使う回収設備についてもそちらでの
1:05:29	手続きにすると、今回の新基準適合のを申請対象としての設備としてはエースそうではない。当面使うと言っている施設全体の
1:05:44	適合の対応だっということですかね。
1:05:51	助言をカバーして、その通りです。
1:05:54	そうですね、わかりましたじゃその辺りわかるように整理を進めていただければと思います。よろしく願います。
1:06:04	はい。
1:06:06	では続けたいと思います。
1:06:08	またコメントなんですけれども、
1:06:18	この 16 ページの
1:06:20	いずれすけれども。
1:06:23	この矢印の上を書いてあるその資格が下の図と少しかぶってるので。かぶらないようにしていただければと思います。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:34	かしこまりました。はい。私これをこの資料に関しては以上です。ちょっとほか規制庁からありますでしょうか。
1:06:52	はい、その他規制庁からなければ最高ですけれども、
1:06:59	ちょっと下に確認ですけれども、
1:07:03	9月24日に提出いただいた資料、今回この三つほど確認しましたけれども、一応9月30日に発言のところの記載の充実を図ってくれてという話があって、そのまま出てきた資料なんでまだ諮られてないのはわかるんですけども、それは並行してやっていただいているということでもよろしいでしょうか。
1:07:29	広げてサカモトでございます。AI者ものを提出して御説明するように話す班員そこはよろしくをお願いします。
1:07:43	それでは、全体として何かの質問とか規制庁からありますでしょうか。
1:07:49	何かその調べるとかあれば、
1:07:55	はい。
1:07:56	よろしければ、日本原燃の方、県の方から今後のスケジュール等をちょっと説明をお願いします。
1:08:07	よけてサカモトでございます。本日いただいたコメントについては、市外に十分反映した上で、来週後半に御提出させていただくということで進めます。来週後冷凍木曜日 21 木曜日に
1:08:24	次のページいっ構造方法準拠基準、あと臨界、被ばく後はぐらいでしたっつって、竜巻関係と溢水後シリンダー取り扱い、これらについて、21日に御説明させていただくということで進める予定でございます。以上でございます。
1:08:43	はい。やっぱり。
1:08:45	ただいまスケジュールに関して規制庁側からありますでしょうか。
1:08:54	そしてまた特にないようであれば、現在も何か規制庁に確認していくとかありますでしょうか。
1:09:06	日本原電ヤギハシテストベット本ヘッドスケジュールのほうちょっと先にお話ししましたが、本日の面談でとか、コメントで、審査できる情報の拡充であったり、あと条文との整理、あとこちらの県からの説明で意図するところの明確化の方。
1:09:21	整理した上で、資料反映して進めます。
1:09:25	進めます。以上です。
1:09:28	はい、よろしくをお願いします。
1:09:32	それでは、ヒアリングのほう中間終了したいと思います。6のほうを停止します。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。